昭和十四年五月

# 靜岡縣磐田郡 松林山古墳發掘調査報告

# 靜岡縣磐田郡 松林山古墳發掘調査報告

後藤守一
内藤政光
高橋勇

# 序

遠江國磐田郡御厨村大字新貝所在の松林山古墳を村の鄕土教育研究會の發企で發掘調査をすることとし、縣の足立鍬太郎氏を介してその指導を囑托せられ、內藤・高橋兩君と共に現地に赴き、村の方々と炎熱にあへぎつゝ發掘を進め、多大の成果を擧げてから既に八年目となつた。當時出土品の殆んど全部が帝室博物館に買上げられ、金圓を交付せらるゝや、學に忠なる鄕土研究會の方々は、その中の一部を割いて發掘調査報告出版費にあて、その報告書起草をも余等に托せられた。內藤・高橋の兩君は、早くも分擔せられた章の稿をおへ、自分に全體の纒上げを托せられたのであるが、懶惰なる自分は、延引日を過し、その間に磐田原古墳群の調査も試みはしたが、筆を執つてもやがて休み、遂に今日までに至つたのであり、村の方々、又中間斡旋の勞をとられた縣史編纂當局の方々には、お詫の仕樣もない始末である。殊に心から遺憾とするは、村と吾々との中間にあつて奔走された足立鍬太郎氏の生前にこの報告書を公にすることの出來なかつたことである。

昭和十四年二月

後藤守一記

# 序

聖上陛下　昭和五年五月産業御奬勵の思召を以て、本縣下に御臨幸遊ばされ、靜岡御用邸に御駐泊の御砌、乙夜の覽に供せられたる美術品中、磐田郡御厨村新貝連城寺所藏の四神四獸鏡（昭和十三年六月二十二日文部省告示重要美術品指定）があつたのは同地出身の私には最も大なる感激であつた。當時の縣史編纂主事足立鍬太郎氏とは永い間の面識であつて、鄕土の研究談には何時も花を咲かす間柄なので、或時松林山古墳發掘の志望を赤裸々に開陳したのもこの感激からの生れ出た考であつたが、當時足立氏は從來古墳の發掘が、開墾とか、採土とか、或は密掘などに於て行はれ、完全なる調査が行はれたものは皆無とまでに言はれて居る。松林山古墳は縣下隨一は言ふもさら、全國的にも稀有な原形保有と鑑定して居るから、若しこれを學究的に發掘する考であるならば、充分に盡力しようとの事であつた。そこで私は鄕里である御厨村鄕土敎育研究會長の新貝村長其他の役員との間に話を纏め、土地所有者の承諾も得て地方としての準備を整へ、足立氏を煩して其筋の發掘許可及び發掘指導を囑託すべき帝室博物館の後藤氏との交渉を了へたのである。

發掘は昭和六年九月五日より帝室博物館鑑査官後藤守一、同鑑査官補高橋勇、同囑託内藤政光諸氏及び靜岡縣史編纂主事足立鍬太郎氏の指揮の下に、研究會役員、青年團、消防組各員の勞力奉仕に依つて行はれ、同月十三日に終了した、日を經ること九日、奉仕勞力延人員約一千人、參觀者は無慮數萬人を以て算へられた、斯くして出土品全部は卽時帝室博物館へ讓渡の手續きをなし、現在は帝室博物館内に保存され、その一部は時々陳列されて居り、學界への一大貢獻として光彩を放つて居る。實に鄕土の誇りとするに足るものである。

調査報告書は斯界の權威者前記後藤、内藤、高橋三氏の手に依つて成り、編輯出版等の諸事務は靜岡縣史編纂囑託加藤菅根氏の勞を煩はして、玆に全く該事業の終結を告ぐるに至つた事は私の最も欣快に堪へない所で、各位の勞苦に對しては深甚なる感謝と敬意を捧ぐる次第である。

又該事業に就いての研究會の役員、有志者、青年團、消防組が犧牲的の勞働奉仕をなし、しかも統制ある作業振りは、出土品中一點の破損遺失もなく、完全に學究の目的を達せしめて、他に類例の少ない誠實さであるとは、當時係官の激賞された言葉である。村民諸氏が斯くも學術研究的に深き理解を持ち、その目的を達せしめた事を眼のあたり見た私の感激は更に大なるものが

あつた。

由來御厨村は古墳の最も多い所で、高根古墳附近より連城寺山の古墳群を合はすれば、其數實に數十を以て算へられる。之等の保存は御厨村が負はされたる一つの任務ではあるまいか、私はこれこそ眞に御厨村鄕土教育研究會の責務であると考へるのである。冀くは同會には益々健全なる發達を遂げられて斯界のため貢獻を新にせん事を切望する次第である。

昭和十四年五月

靜岡市稻川の寓居にて　井浪茂三郎

# 目次

序
第一　前言……一
第二　發掘調査の經過……三
第三　松林山古墳の位置……一一
第四　古墳の外形……一五
第五　石室の構造……二四
第六　石室内に於ける遺物……二六
第七　出土遺物……三七
第八　結語……六〇

頁

# 圖版目次

本文參照頁


圖版第一　磐田原古墳群圖（三木・後藤測圖、三木文雄君製圖）……一一
圖版第二　松林山古墳の全景（南方より望む）……一五
圖版第三　(一)後圓部（北方より望む）……一六
　　(二)前方部を望む……一五、一六
圖版第四　松林山古墳實測圖（内藤・高橋測圖、後藤製圖）……五、八、九、一五、一七、一八、一九、二〇、二一、二三
圖版第五　(一)後圓部頂上發掘開始……四、二〇
　　(二)後圓部に於ける發掘溝……一九
圖版第六　葺石か（南側縊れ部に於て）……五、一九
圖版第七　(一)石室上の粘土覆ひ……五、六、二五、二六
　　(二)竪穴式石室奥室天井石配置を示す……二五
圖版第八　(一)竪穴式石室奥室天井石配置を示す……二五
　　(二)竪穴式石室奥室天井石配置を示す……二五
圖版第九　竪穴式石室（前室・奥室の中央・奥室の奥）……七、二六、二八
圖版第一〇　竪穴式石室内遺物配置圖（内藤・高橋測圖、内藤製圖・後藤補筆）……二四、二六、二八、二九、三〇、三一、三二、三三

圖版第三
(一) 奥室に於ける遺物出土狀態……二八—三〇
(二) 奥室に於ける遺物出土狀態……二八
圖版第三
(一) 奥室に於ける遺物出土狀態……二八—三〇
(二) 奥室に於ける遺物出土狀態……二八—三〇
圖版第四
(一) 二神二獸鏡……二九、三八
(二) 內行花文鏡……二九
圖版第五
(一) 長宜子孫銘內行花文鏡……三三、三七
(二) 四獸鏡……三一、三八
圖版第六
(一) 琴柱形石製品……四一—四三
(二) 硬玉製勾玉……四〇
(三) 石釧……二九、四三
圖版第七
(一) 管玉 (二) 管玉……四〇、四三
圖版第八
柄木に直弧文裝飾ある大刀……四四
圖版第九
(一) 槍身……五一—五三
(二) 刀子・劍・鎗鉋等……四五—五一、五八—六〇
圖版第一〇
(一) 銅鏃 (二) 銅鏃……五四—五六
圖版第一一
(一) 鐵鏃……五三—五四

(二) 鏃塊……五三
圖版第三 (一) 斧頭……五八—六〇
(二) 斧頭及鎌身……五八—六〇
圖版第三 (一) (二) (三) 巴形銅器……三三、五六—五八
圖版第四 (一) (二) 貝釧……二六、四四

【附記】一、本圖版使用の寫眞は、高橋が發掘直後柴田量平氏を煩はして撮影せしもの、鐵器類の中にはその後朽失せるものもあり爲に挿圖にのせた遺物圖との間に多少の相違がある。

二、都合により圖版第一一を省く。

# 挿圖目次


頁

第一　發掘開始に當りて……三
第二　奥室南端の孔……六
第三　後圓部頂上發掘調査圖……七
第四　勾玉・管玉及琴柱形石製品出土圖（内藤調査）……三〇
第五　琴柱形石製品（原寸大）……四一
第六　石釧輪斷面圖（原寸大）……四三
第七　奥室出土大刀及劒（五分一大）……四五
第八　前室出土劒其一（五分一大）……四六
第九　前室出土劒其二（五分一大）……四七
第一〇　前室出土劒其三（五分一大）……四八
第一一　前室出土劒其四（五分一大）……四九
第一二　刀子（三分一大）……五〇
第一三　鉾殘缺（二分一大）……五一
第一四　鉾身型式圖（三分一大）……五二

第一五　鐵鏃型式圖（三分一大）……五三
第一六　銅鏃型式圖（三分一大）……五四
第一七　巴形銅器（三分一大）……五六
第一八　短甲甲板圖（四分一大）……五七
第一九　鎗鉋圖（二分一大）……五八
第二〇　斧頭及鑿型式圖（四分一大）……五九

（註記なき實測圖はすべて後藤描圖）

# 松林山古墳發掘調査報告

## 第一　前　言

今は亡き足立鍬太郎氏から、この松林山古墳の發掘調査に關して萬般の相談を受けたのは昭和六年六月中旬のことであつた。ところが足立氏の提言では九月早々發掘に着手したいといふのである。この提言を受諾するのは自分としては苦痛であつた。九月早々といへば、殘暑きびしく、ショベルを持つ人々の努力發揮を期するに困難であり、かつ自分の支那への出張がその九月からと定められてあつたからである。併し事に當られる足立氏等の熱心もあり、土地の人々の切望もあり、自分としても故郷の地のことであるので萬難を差繰るべく餘義なくせられた。かつ縣史編纂に關係ある高橋勇君と、當時自分の調査に恒に協力を甘諾されてゐた内藤政光君の二君の助力を受けることも出來ることになつたので、縣や村の希望をその儘に快く諾して九月早々の發掘といふことになつたのである。

右様の事情もあり、自分は發掘調査の最後までこれに關係することが出來なかつたし、また發掘調査が村の鄕土教育研究會の發企といふこともあつて經費の關係上古墳發掘調査として徹底的につきつめて行くことの出來なかつたのは遺憾であつたが、併し出土遺物には著しいものもあり、かつ墳丘の調査も一通りは遂行出來たのであり、其の結果は學術研究上に貢献するところが尠くないのであると思惟したので、こゝにその發掘調査の概要を順次報告することゝしたのである。（後藤）

# 第二　發掘調査の經過

**第一日**（九月五日、土曜日）午前八時頃、降雨の最中に御厨村鄉土教育研究會の主催で、松林山古墳後圓部頂上に於て神式による移靈祭、及び佛式による供養讀經が執行され、同會關係者一同がこれに參列した。

後藤・內藤・高橋の三人は、當日早朝に東京驛を發し、靜岡驛で足立鍬太郎氏及び縣史蹟調査書記川合治榮氏と同行、午後一時中泉驛着、直に鎌田小學校に至り、身仕度を整へて現場に赴いたのである。

後藤氏は總括的に指導の任に當り、內藤氏と余とは夫々分擔して事に當ることとし、初日に於ては、內藤氏はトランシットを用ひ、余は平板によつて夫々墳丘及び隣接地帶の測量を逐行し、午後六時に作業を中止して宿舍に歸つた。

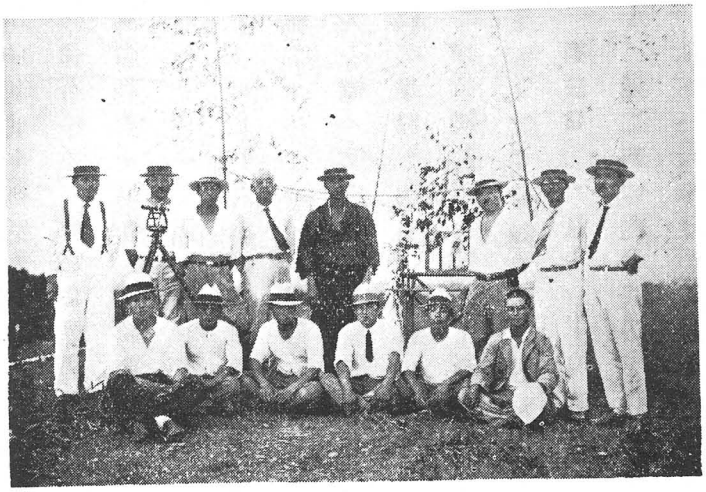

**挿圖第一**　發掘開始に當りて

未だ發掘を開始してゐもしないのに、見物の人々は相當數多く集つて來てゐる。

**第二日**（九月六日、日曜日）昨日から吾々の調査を手傳はれたのは、鄕土愛に燃えてゐる御厨村青年團員を中心とする諸君であり、これを指揮整理された村長及び其の他の有志諸君の命令一下、終始炎熱の下に懸命の努力をされたのである。今日は、內藤氏と余とは前日の測量調査を續行し、後藤氏は縣の足立氏と共に、青年團員を督して後圓部頂上に發掘のショベルを揮ふことゝなつた。

この發掘は、後圓部頂上推定の中心を基點とし、墳丘の長軸に並行及び直角をなす丁字形幅二米のトレンチ掘鑿によつて事を始めたのである。（圖版第五參照）表土は中々堅緻で、鍬やショベルを嫌つて青年達を苦しめたが、全體から見ると表土は比較的處女狀態を保つて居り、其の後の堆積も少く、さればといつて剝削されたともいへないことは、二〇糎內外の深さに於いて埴輪圓筒列をなしてゐた圓筒の底部を、その處女狀態に於いて發見（圖版第五(一)(二)右端に圓筒基部が見える）したことによつて推知することが出來る。

**第三日**（九月七日、月曜日）青年諸君を第一・第二の二班に分け、第一班は高橋これを督し、第二班は內藤氏の下におくことゝした。第一班は後圓部頂上の作業を繼續する。

地下一・六米位から封土の色變じて灰白色の含砂礫土層となつたが、石室なり、粘土槨なりの主體には中々達しない。そこでトレンチの幅を倍加して四米とし、更に深く掘鑿を進めて行つたところ、深度二・五米に至り、果然一人のショベル先きに灰白色の粘土を掘り當てゝ漸く愁眉を開いたのである。

そこで更に東西にトレンチの幅を擴げて主體發掘の容易に備へると共に、深さをも加へて行つたのであるが、既に目標は明かとなつて來たのであるから、土工に從ふ青年諸君の意氣込も物凄かつた。併し幅卽ち東西に三米にして南北四米、なほ南は未發掘部に延長する大規模の粘土裝置（圖版第七）の出土を見るに至つた頃は、日も既に傾き、流石に青年達も吾々も疲勞を感じて來たのである。そこで粘土槨にしては大き過ぎる內部構設の內容に對して大きい期待を殘して今日の作業を終つた。快い疲勞、明日を期待する心の躍り、發掘經驗者のみの味ひ得る心の喜悅は抑へるに術もなかつた。

第二班は、地味な墳丘構成調査に當つた。墳丘中央部縊れの南斜面は、此の地方の卓越風からいへば風下に當る。人爲的攪亂があれば事止む、自然的攪亂は稀少であり、隨つて若し葺石があるとすれば、その處女狀態を出土せしめることが出來るだらうといふ期待の下に、幅三米のトレンチを上から下へと掘り下げたが、かの群馬縣佐波郡赤堀村大字今井茶臼山で[1]經驗した樣に明瞭なる葺石の痕を露呈せしめることは出來なかつた。（圖版第四及圖版第六）

そこで吾々が、かつて群馬縣群馬郡上郊村愛宕塚[2]なる前方後圓墳で經驗した樣な、周湟內の中島構設の有無を確かめるべく、掘鑿のトレンチを、更に南へと進めたが、その形跡はなく、本古墳の周湟に於いては、少くも縊れ部分の中島はなかつたといふ結論に達したのである。これで本日の調査を終つた。

**第四日**（九月八日、火曜日）今日は全員力を後圓部の調査にあつめた。朝のうちは、主體

をなす粘土構設の調査を便利にする爲めに、トレンチの幅を擴げ、トレンチ縁に積み上げた土を除去することに努めた。かくして晝頃には、大圓筒の横はるが如く、丸背を見せてゐる粘土構設の露出を見た。（圖版第七(一)）内部には何かあるといふ期待を懷きつゝ、しかも内部調査は準備をとゝのへた上と、逸る青年達を制しつゝ準備工作に悠然とした態度を示してゐたのに、その粘土構設自身が待ち倦んだか、午後一時頃、その南端近き部分に於いて、突然小孔（挿圖第二）が出來、内部の狀態を明かにした。（圖版第七(一)を見よ）内部には板狀の砂岩小片を小口積みにした石室があり、粘土はその上表及び側面を被覆してゐるのである。

そこでなほこの被覆粘土と石室との關係を精査する爲めに、北端に近接した部分の粘土層を、大鋸を用ひ、幅五〇糎切りとつて見ると、粘土層は厚さ一五糎乃至二〇糎あり、石室を側面から上面へかけて被覆してゐることが明にされた。

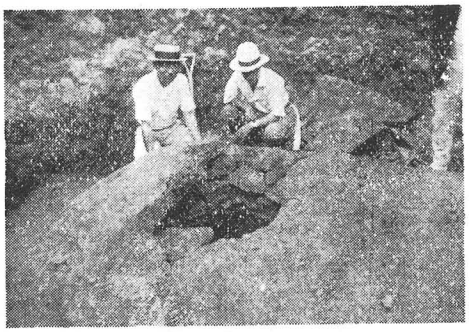

挿圖第二　奥室南端の孔

そこで更にその切り取つた部分の天井石を取り除いて石室内部を檢すると、割石を小口積にした側壁の約八分ほど迄は朱彩鮮かに、底に敷き詰めた礫石に迄及んでゐる。後藤氏先づ石室内に入つて内部を檢せられ、吾々もこれに次いだ。

粘土被覆が完全であつた爲めであらう。内部に積土を見ず、比較的によく乾燥した石室内は鮮朱に彩られ、北部に遺骸を安き、南半に武器武具を集めたらしく、かつ遺骸の左右には

刀劍の類を、遺骸の上に鏡等を安いてあつたらしく、靜かにそれ〴〵の遺物が横はつてゐる。（圖版第九參照）大きい內行花文鏡があるぞ、あッ琴柱形石製品があるぞ、石釧が遺骸に副うてゐるぞと一々嘆稱の聲を發する時の愉悅こそ、八年の後の今日なほ忘れ得ぬものがある。

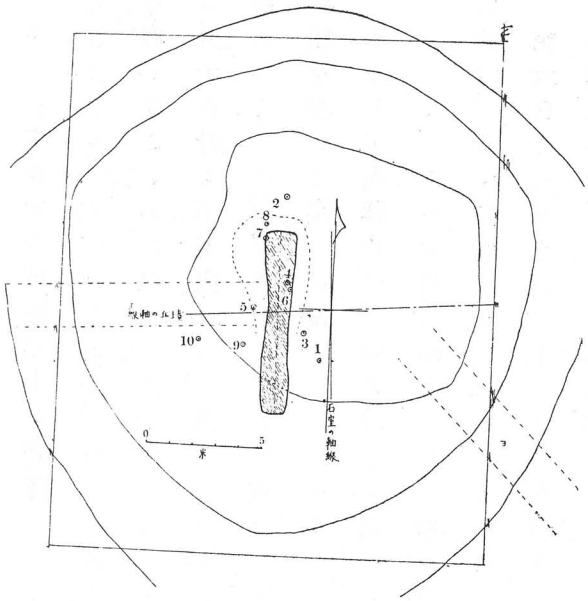

挿圖第三　後圓部頂上發掘調査圖

片坏器師土（4）　片筒圓（3）　部底筒圓（2）　片筒圓（1）
片筒圓及片器師土（8）（7）　片盌器惠須（6）　片筒圓（5）
片破筒圓（10）　錢寶通豐元及片破家輪埴（9）

此の日の地方見物人の群集は實に夥しいものがあり、その興奮は極度に達した。石室の模樣を知らうとして、制止も聽かばこそ、警戒の繩を切つて墳丘に群がり集まる者は數を知らず、地の警察署長が巡査五六名を指揮しての整理によつて、辛うじてトレンチ內にその人々の入り込むを制止することが出來たのであり、僅かに小數の地方研究家に、列をつくり一人々々に石室內を窺ふことを許すことにした有樣である。見物人相手の露店が墳丘を繞つて三十軒足らずも出張り、煙草店までが臨時の許可を得て出て來たのには驚かされた。この夜御厨村鎌田小學校に於て開かれた講演會に於いて、後藤氏及び高橋は、本古墳發掘に關する經過についての講演を試み、

後藤氏は支那旅行に出發の爲め夜中に歸京された。

**第五日**（九月九日、水曜日）後藤氏の不在の爲め、內藤氏と余とで後始末の全部を引受けることゝし、今日は石室の調査に力を盡すことに手筈を定めた。

先づ石室北半の被覆粘土を剝離し、天井石を除去することを第一の作業とした。天井石の重量はさして大ではないが、厚さは薄きに過ぎ、かつ霉爛甚しく、質が脆弱となつてゐるのを動かすといふに問題があつた。これを人手で動かして居ると、石室壁の崩壞を招き易いし天井石自身も石室內に折れ落ちる危險もあるので、遽に起重機の用意をなし、これで作業を始めたところ、案外心配なしに進捗した。尤もこの間に石室內部には支柱を施し、底面に新聞紙を敷いて萬一に備へたのである。

かくして內藤氏は、中央部より北に向ひ、高橋は北端より南に向つて遺物存在の記錄をつくりつゝ、これを外に搬出した。本古墳築造されて以來千餘年、永く地中に秘められてゐた遺物は、こゝに始めて目覺めたるが如くに天日を仰ぐことゝなつたのである。

**第六日**（九月十日、木曜日）今日から、また二班に分れて作業することゝなつた。第一班は內藤氏の指揮の下に前方部及び中央の縊れ部なる葺石の狀態を調査すると共に、前方部頂上の封土に注意することゝした。その結果によると、葺石は殆ど山全體にあつたらしく、今は開墾等によつて取去られた部分もあるが、前方部の南側にはその遺存のあとゝ思はれる構設を露呈することが出來た。（圖版第四〇）

又前方部に埴輪圓筒破片の出土したこと（圖版第四(ト)㋓）によつて、埴輪圓筒列の圍繞を推知し得たし、又里道沿ひに掘られたトレンチ底近くにあたつて丸石の並列する（圖版第四㋚）を發見したことによつて、前方部の原形を推知し得たのである。

第二班を預けられた高橋は、昨日の作業に於いて完了しなかつた石室南半部の調査に終日を費した。この部分は、上表の封土を取除けてないので、後室より出入しなければならないし、光線も十分でない。幸ひ自動車用の電燈及び電池を借り出し、これを設備して採光の便りとしたのである。

この南半部も、後室卽ち北半部と相似た構築をもつてゐる。南端は兩隅をやゝ丸く圍んだ形式をなし、兩側壁石及び天井石は朱の色も鮮かに、利器を主とする副葬品は、約二米餘の間に整然として安かれてゐたのである。

**第七日**（九月十一日、金曜日）内藤氏指揮の第一班は、前方部の葺石及び中央縊れ部南方湟内の調査を續行した。埴輪圓筒が約一米の間隔をなして繞匝されてゐたことを推知し得たし、又、前方部中央を縱貫するトレンチを掘鑿することによつて、前方部に何等特異の施設のなかつたのを推定し得たのである。

第二班は後圓部東南側（圖版第四㋛）に於いて、頂上より地平までの間の表土を除去し、葺石の有無及び其の構設形式を調査した。葺石は墳丘斜面全面を被覆してゐたものと思はれるが、惜むべし、全面に亘つて盤錯する樹根の爲に混亂せられて原形を失つてゐたのである。埴輪圓

筒の破片も隨所に散存し、その中には須惠器と同質の埴輪圓筒片をも發見したが、原位置を遺存する圓筒列の繞匝を確めることは出來なかつた。

**第八日**（九月十二日、土曜日）全體に亘つて調査洩れの部分を整理して本古墳の調査を終り、午後、高橋は柴田寫眞師と共に鎌田小學校保管中の出土遺物の實測及び寫眞撮影を[3]行つた。

この夜、再び鎌田小學校に於いて開催された講演會に臨み、內藤氏は古墳外形の調査と外形の復原について、高橋は出土遺物について、又足立氏は本古墳の調査と鄕土研究とについて、夫々卑見を開陳した後、井浪縣會議員及び太田鎌田小學校長の挨拶があり、盛會裡に閉會した。

**第九日**（九月十三日、日曜日）午前中は墳丘の復舊工事に努め、午後二時に關係者一同が後圓部頂上に參集、神式による還魂祭を擧行し、記念撮影の後、冷酒をくんで乾杯し、大過なくして九日の作業を遂行し、しかも著大の効果を擧げることの出來たことを祝賀し合つたのである。

內藤氏と余とはその夕に歸京の途についた。（高　橋）

**註**（1）後藤守一氏『上野國佐波郡赤堀村今井茶臼山古墳』（東京帝室博物館學報第四册）

（2）昭和五年帝室博物館が群馬縣と合同で發掘、成果は未發表。

（3）發掘直後の遺物調査は必要なことであるといふ考からである。本報告に用ひた遺物寫眞はすべてこれである。

# 第三　松林山古墳の位置

松林山古墳は現在でいへば、磐田郡御厨村大字新貝にあるが、これを考古學的にいへば、磐田原古墳群に於ける南支群の首座を占めてゐるといつてよい。今磐田原古墳群[1]について述べよう。（圖版第一參照）

遠江國には、東は大井川によつて東限を際られる牧ノ原から、西は濱名湖畔に展開する三方原に至る間に、いくつかの洪積臺地が、南北に走る構造線に沿うて流れる大小の河川に其の側緣を限られ、南の沖積低地にその南端を突き出してゐる。その中央に位し、しかも占める面積も廣大であるのがわが磐田原である。王朝時代にここに國府及び兩國分寺の設けられたのも當然といふべく、又遡つて古墳時代にこの地域に多くの大古墳が築かれ、當時文化の中樞[2]となつたことも理由なしとはいへない。

わが松林山古墳は、磐田原の中央に位してゐる譯ではない。地圖（圖版第一）の示すが如く、磐田原の東南隅、磐田原臺地の沖積平原に接するところに位し、後圓部をその臺地緣におき、前方部を其の西南方に延して居るが爲めに、後圓部は臺地自身の高さも加はり、實際以上の高さを示してゐる。

松林山古墳に接しその南々東位にある高根山古墳は徑五六米、高さ七米の大圓墳であり、

此の松林山・高根山の二墳を主座とし、傍に鎮座する神明宮境内を中央とし、南は鎌田堂山御料地の圓墳を堺とし、今は鐵道線路の開鑿によつて谷向ふと誤られ易い大字新貝の相月氏地内の圓墳を北限とし、數十の圓墳（神明社境内だけで四十八基といはれる）が群集してゐる。卽ち磐田原東南位にあり、朝日を受くるに便な臺地東縁に沿うて群集してゐるのであるが、今は假に此を松林山古墳群とし、磐田原古墳群中での最も著しい一支群とする。

松林山古墳群のある臺地の北方、臺地の東縁が更に南より入つた一小構造谷によつて小山脈狀に南々東に支出してゐる上に、また一小古墳群がある、その麓に連城寺があり、この山を連城寺背山（うしろやま）とも呼んでゐるので、此の小古墳群を連城寺古墳群と呼ぶこととする。經塚古墳は[3]長軸の長さ九〇米餘の大前方後圓墳であつたさうだが、鐵道線路敷設工事の爲め、封土は勿論、所在の丘陵まですべて鋤平されて、全く其の姿を失つて仕舞つた。其の北にある秋葉山古墳は徑五〇米、高さ八米の圓墳であり、更に其の北にある稻荷山古墳は長さ五〇米の小規模の前方後圓墳である。なほ其の北に圓墳數基が丘陵上に連つてゐる。

連城寺古墳群の北に、同じく南々東に臺地から分岐して丘陵をなす二群の古墳は、田原村三ヶ野二ツ山古墳が前方後圓墳である外はすべて圓墳であり、かつ比較的小規模のもののみである。今、此を田原村古墳群とする。

松林山古墳群のある大字鎌田の西、同じく御厨村大字東貝塚に堂山古墳と呼ばれる長徑一一〇米の大前方後圓墳がある。地域は上述の三古墳群が、臺地の縁とはいへ、臺地がデイセ

クトされて丘陵をなす上にあるのであるが、本古墳は臺地が緩かに傾いて沖積平原と接し、全く其の間に明瞭なる限界を示さないので、恰かも沖積平野上にあるものの如くに見えるのは、本古墳が前方後圓墳としては松林山古墳等よりも年代のやや後れるものと推定し得ることと併せ見て注意すべきことである。此の附近の古墳を堂山古墳群とする。附近には今は二三の圓墳が散在してゐるのみに過ぎないが、恐らく古くは更に多くの小圓墳が群在してゐたのが鋤平されたのであらう。

中泉町にある庚申塚古墳は現存部長軸の長さ七七米（復原すれば九十米内外であらうか）の前方後圓墳であるが、これも臺地緣に位し、附近地形は前記の堂山古墳のそれと似てゐる。庚申塚及び附近の小古墳を庚申塚古墳群とする。中泉農學校構内及び附近のものまでを含めることとし、少し離れてはゐるが中泉町の京見塚あたりまでをもこれに屬するものとせう。

磐田臺地の西緣は、北するに從つてその西側の天龍川沿岸の平原より高く立ち、若し西より此の臺地を望むと、恰かも丘陵南北に走るが如く想はしめられる。その中、岩田村に於いては、寺谷にある銚子塚[4]なる大前方後圓墳を盟主とし、附近に多くの圓墳が群在してゐる。これを銚子塚古墳群とする。

なほ磐田原最北端の野部村合代島附近にも圓墳の群在するものがある。これを磐田原北古墳群と呼ばう。この古墳群の奄有してゐる地域の中、敷地村からは銅鐸が出土してゐる。

以上の古墳支群は、夫々異色もあり、孰れを主とし、孰れを從とすることも出來ないが、

併し自から松林山古墳群を中核とするものと、銚子塚古墳群を主座とするもの、卽ち磐田原の東南位にあるものと、西北位にあるものとの二大群に分けることが出來る。（後藤）

註（1）磐田原古墳群は縣史編纂當局と御厨村鄉土教育研究會との厚意の下に、三木文雄君の援助を得て昭和十年四月にこれを遂行した。今ここに記すのは概括に過ぎない。最初は本報告に詳述する豫定であつたが、都合によつてこれを別の機會に讓ることとした。

（2）古墳は聚落の附近に營まれたのであらうといふ假定のもとにこの說をなすのである。この假定が常に事實として承知出來るか否かは今後の研究の成果に俟たねばならぬ。

（3）西鄉藤八氏「遠江國新貝經塚古墳」（考古學雜誌一六ノ九）

（4）西鄉藤八氏「遠江國寺谷銚子塚古墳調査報告」（考古學雜誌一五ノ一〇）

# 第四　古墳の外形

平面圖（圖版第四）の示すが如く、前方後圓墳の一型式とすべきであるが、側緣を走る東海道線の鐵道工事及び其の他の事情から、原形の幾分かは失はれて居り、圖上に於いて復原を必要とする部分がある。

墳丘の上表面には、松樹林が繁茂し、相當太い大木をも雜へてゐたが、後、此等は伐採せられ更に十五六年前再び植林のことがあつた。隨つて墳丘上表面は、樹根掘鑿等のことはあつたが、それは部分的のことであり、全體の形に著しい變改を與へることはなかつた。寧ろ形の保護に役立つてゐたというてよいし、かつ樹林の中にあつて、古墳としての徵證が著しくなかつた爲めに發掘者の鍬鋤の厄を受けることがなかつたといつてもよい。

墳丘の南側面、だけは一帶に茶畑であつた。これも野菜・麥等の畑であることよりも、地形變改に及ぼすところは尠いが、併し松林であるよりも、より多く地表削落等の事が多かつたであらう。

墳丘の周圍には湟を繞してゐたことは認めてもよい。（後述する）これは、多くの古墳の示すが如く、長い年月の間の堆土によつて埋められて今は外觀上何等の痕跡を殘さない（尤も多少の凹地をしてゐる部分もあるがそれも一寸では氣付くことが出來ない位である）ところが後圓部の東南の部分に、入り込んだ凹地（谷）があり、東緣の低地に

それが開いてゐる。即ち谷頭（タール・コップフ）がその墳丘の東南位にあり、それによつて後圓部東南の湟の形がくづされてゐることは注意を要する。これは一の小構造谷（テクトウニック・バレイ）であると認むべきであり、其の後の水蝕も加はつてゐるが、若しこれが墳丘築造以前の構造であるならば、湟に水を湛えることは不可能であり、當然空湟であつたとせねばならぬ。此の構造谷の出現が、墳丘築成以前のことであるか否かを確かめることは出來ないが、發掘調査の結果は、湟は空湟といふ考に傾かせられるのである。

北側面は實測圖の示すが如く、又側面寫眞（圖版第三(一)）に一部を見る如く、東海道線鐵道工事の爲めに、裾の部分を削り去られて居り、周湟は勿論、墳丘の一部にも破壞の手が延びてゐる。

また墳丘の上を走る長距離電話線や高壓電流線の爲めの電柱が、後圓部及び前方部上にたてられてゐる（圖版第三(二)）が、これは墳丘の形に著しい變改を與へるまでにはなつてゐない。ただ前方部に立てた電柱の建立工事の際に、多數の土器を出土せしめたといふことであるが、その土器はすべてを失ひ、其の種類及び埋置の狀態を明かにすることが出來ない。

今、此等の人爲的及び自然的變形を考慮に加へつゝ、其の外形を考へて見よう。

**墳丘の法量**　墳丘の總長は一一六・四米、後圓部は比較的正圓に近く、直徑（南北に測る）六五米、前方部前面の幅は、茶畑開墾と鐵道線敷設工事の爲め、南と北の兩部分が削られ、僅かに三〇米の狹いものとなつてゐるが、これに圖上の推定と共に、發掘調査によつて明かにし得た事實を基礎として考へるとき、その原形も容易に復原し得られるのである。

卽ち前項「發掘の經過」に於いても述べた如く、墳丘南西端の周湟を見るべく發掘調査中、平面圖（圖版第四㋐）に見る位置に於いて、墳丘の裾緣を限るが如き形をなして丸石の一列に並んでゐるのを發見し、そこを西南隅として前方部緣線を引くとき、前方部全體の示す線と略ぼ一致し、ここに原形に於ける前方部は、その假定線の如きものであつたらうといふことを肯定することが出來るのである。今、此の假定復原線によつて前方部前端の長さをはかると、四九米となり、後圓部の直徑よりも一六米短いものとなる。尤も後圓部も多少南側面に封土が流れて寸が延び、北側面は鐵道工事によつて削られてゐるので、此をも假定線の如きが原形であるとすると、後圓部徑六二米となり、前方部前端の長さとの差は一三米となるのである。

後圓部の高さは一二・八米、前方部の高さは九・六米、其の差は三・二米となる。

長軸の方向は、北二七五・四六度（N. 275.46°）であるから、大體を以ていへば長軸を東西におき、前方部を西においてゐるといつてよい。

なほ調査による墳丘の復原については、後段に再述するであらう。

**周湟**　多くの前方後圓墳の有する周湟を、本古墳に於いても肯定することが出來る。固より發掘調査以前には、其の殆んどすべてに土砂流入堆積して此が痕跡をも認めるに困難を感じたが、發掘調査の結果は之が所在を肯定するを妥當とするに至つた。

卽ち第一次の調査の際、古墳主軸の中點―前方部と後圓部との交點―に於いて、南側に向つて直角にトレンチ（圖版第四㋔）を掘鑿して調査した結果、古墳の底部に近づいて多數の葺石らし

きもの（圖版第六及び圖版第四の平面圖㋐）を發見し、これが周湟底部にまで延亘してゐることを確かめることが出來た。

墳丘面の葺石といひ、周湟底の葺石といひ、其の形貌は必しも整然としてゐるのではなく、一般にいふ葺石の概念にやや遠いもののあるを思ふが、併し石の敷置は亂雜ながら、地表面よりの深さに於いて一定の規準があり、墳丘表面に於いて五〇糎、湟中心部に於いて四〇糎內外の深さをもつてゐることから、かつ此が墳丘面全面に亘つてゐることから見て、整然を缺く葺石を考へて差支なからう。又、墳丘面の葺石はこれを承認するけれども、湟底に石を葺くことは考へ得られない。恐らく墳丘面の葺石が湟底に顚落したものであらうと說くものもあるかも知れない。

併しこの湟底の葺石を見るに、上述の如く深度に一定の法量があり、かつ葺石面の上にこそ多分の腐蝕土を見るが、葺石下は眞土であることからして、後の顚落を見る可能性は極めてうすいといはねばならぬ。で、暫く多少の疑を殘しつゝも、湟底に葺石のあつたことを肯定しておかう。

湟の幅は、現在墳丘の南邊に於いて多少の凹狀地形により、かつその南緣に周湟を限る外堤の痕跡を辿る時に其の概數を得べく、前方部前方が幅七・五米、南側、所謂縊れ部に於いて一五米とを算することが出來、これによつて周湟假定線をひくことが出來る。固より精確なる數と形とは之を全部に亘る發掘調査の結果に俟たねばならないことは言ふ迄もない。

周湟が空湟であつたらうといふことは前にも此を述べた。今、更に之を詳述せう。周湟の存在確認の爲めに試みた發掘調査に於いて、所謂葺石の下部には腐蝕土もなく、地盤に葺石が直接して居つたし、葺石上面には多少の粘土を混じた腐蝕土の堆積はあつたが、湟底・川底に見る如き粘土等の堆積がなかつたことが其の一事であり、前述した構造谷の谷頭が湟の南東部にあり、かつ後圓部の東縁には周湟繞回の痕のないことである。この構造谷が墳丘築成後に出來たものであるとするならばいさ知らず、此がその以前からあるものとすれば湟水の止まるを許さないであらう。とはいへ吾々は空湟のあることを他の古墳に於いても見ることであり、必しも本古墳に始めて見る特異の構設とするものではない。

**葺石**　葺石は墳丘の斜面に構設せられ、封土の流失を防ぐと共に墳丘の美觀の一としたものであることは吾々も既に上野・下野兩國の古墳發掘に於いて確かめ得たことであり、近畿地方の古墳踏査に於いても之を目擊したのである。

本古墳に於いても、後圓部の東側を其の中心より東南に向けて幅二米、深さ四〇糎に掘鑿した際にも（圖版第四㋺）前述の縊れ部南邊に於いても（圖版第六）又その東及び西の崖崩れ（圖版第四㋩及㋥）に於ても此を認めることが出來たのであり、以て葺石が墳丘表面を覆うてゐたことを推知することが出來る。

ただ葺石が、後圓部頂上とか、前方部上頂部をも覆うてゐたのではなく、墳丘斜面部のみに施されてゐたであらうことは、吾々の後圓頂上部及び後圓部から前方部へと中軸線上を掘

鑿して行つたトレンチ發掘調査の結果に見ても、何等葺石の構設を見なかつたのであり、また一般古墳の葺石に之を徵してもかく推定し得るであらう。若し夫れ、其の葺石構設の細部様式、卽ち墳丘底部の形式及び墳丘上頂部との限界線の形式等については、今次の調査が十分でなかつた爲め、何等之を明かにし得るものがない。

**埴輪**　埴輪圓筒は、よしや其の底部のみであつたにせよ、原位置に止まつてゐたのは、後圓部頂上の一個に過ぎない。（圖版第五右端及圖版第四㋑の1）

併し後圓部頂上西南部に於いて原位置かと思はれる圓筒殘缺（圖版第四㋑の2）があるが、この一個が加はつたにしても、つくるべき圓筒列の形は、如何にも考へ得られる譯である。併し之を他の古墳の例と併せ考へると、恐らく假定線（圖版第四參照）の如く、環形をなしてゐたであらうことは、後藤が上野國白石稻荷山古墳[1]に於いて確め得たことと同一軌であらう。

次に前方部に於いて、平面圖（圖版第四㋺㋩）に黑丸點を以てせる位置に於いて、埴輪圓筒の破片群を發見したことからして、不幸、原位置にある圓筒列を檢出する事は出來なかつたにしても、これも他の古墳の例に見て、前方部丘頂部と斜面部とを限る線上に樹てられてゐた埴輪圓筒列のあつたことを推定し、かつこれが延びて後圓部中腹を繞匝してゐたらうといふことを考へるのは、決して妄想ではあるまい。

**調査による外形復原**　前に述べた如く、吾々の發掘調査は、其の性質上徹底的に外形を調査するまでに至らなかつたが、併し人爲的及び自然的の外形破壞の手は著しくなかつた爲め

に、比較的容易に外形復原をする事が出來る。

後圓部が比較的によく原形を遺存してゐたことは此を前に述べた。平面實測圖の示すが如く、其の等高線は完全線に近い形をなしてゐるが、ただ南邊に於いては、丘頂部に於いてやや形頽れがある爲めに、それに押されて全體がやや南に延びて居るし、北側は鐵道工事によつて裾を失つてゐる。今此等を復原し、墳丘築成當時、此が正圓に近い形をもつてゐたと假定するならば、ここに徑六二米の後圓部を復原することが出來る。

前方部は全體に著しく原形を失つて居り、僅かに南側面と、前方部前端とが、原形に近い形を殘存してゐるらしく思はれるし、茶圃開墾の爲めに、多少表土の削除はあつたにしても、これは平均的になされたことであらうと考へても差支ない。而して前方部西北端（前方部南側の角）と思惟すべき石列構設（圖版第四〇）の發見によつて、吾々は安心して前方部の南側底線の復原をする事が出來るのであり、これを基點とし、前方部前端の線をも引くことが出來る。

而して後圓部の中點より、この前方部前端線へ垂線を下し、これを本古墳中軸線とする時は、北側の前方部線を決定することも客易なるべく、かくして全形の復原を完うすることが出來る。人或は說くであらう、古代人がかくの如き大土木工事に、コンパスと三角定木を用ひて圖上に描くが如き形をつくることが出來るものではない、隨つて復原圖の考察の如きは無意味であると。これも一理あるが、吾々は從來の古墳調査の經驗に照して見て、上代人が比較的に寸法正しく大土木工事を遂行してゐると認むべき點のあるに見て、この復原圖をつ

くることの無意味でないと信ずるものである。

かくして長さ一一六・四米、前方部前端の長さ四九米の數を得たのであり、長軸の方向を北二七五・四六度とすることが出來たのである。

高さに於いては、後圓部頂上の埴輪圓筒を資料とすることが出來る。僅かに一個ではあるが、原位置に止まつてゐた圓筒（圖版第四後圓部頂上1とあるもの）が現在地平面下三〇糎に其の底部をおくに見て、埴輪圓筒の原形の長さ五〇糎內外、その半を地中に埋設してゐたとする時は、現在の地表面卽ち原形に於ける地表面と假定するに異議を挾むものはあるまい。普通、古墳の頂上は、二三十糎の厚さに原形上面への堆土を見るものであるが、本古墳に於いては現形卽ち原形といふことになるのである。かくして後圓部の高さを一二・八米とするものである。

前方部の高さの測定には、確實な根據がない。併し、埴輪圓筒破片が普通四〇糎內外の地中に多く發見されるし、葺石もそれに近い深さの土中に多く横はるに見て、南斜面が卓越風の風下にあり、覆土の增大を招き易いといふ事實に考へて多少の堆土を考へてしかるべく、之を除いて原形を考ふべきである。かくして測定の前方部高さ九・六米を九米內外とし、後圓部の高さ一二・八米と共に高さの寸法とする。

埴輪圓筒列は、後圓部頂上に一列、前方部の斜面部と頂平部との限界線に沿ひ、これが延びて後圓部中腹をも繞匝する一列と二重を考へることが出來る。葺石は前方・後圓兩丘の斜面部にのみ構設せられ、隨つて今は明かに殘つてはゐないが、後圓部は中腹の埴輪圓筒列を

堺として二段に築かれてゐたのであらう。

周湟のあつたことも前述の通りである。（後藤・内藤）

**註**（1）後藤・相川龍雄『多野郡平井村白石稲荷山古墳』（群馬縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第三輯）を見よ。

# 第五　石室の構造

古墳の主體、卽ち遺骸埋葬の箇所は、後圓部頂上であり、板狀岩小口積の竪穴式石室內に葬埋されたものである。

石室は、其の底に一面に直徑一五糎乃至二〇糎の礫を厚さ一〇—一五糎內外に敷きつめてあつた。石壁は前述の如く板狀岩を小口積にしてあるが、大小を交錯してあるので比較的に堅牢が保たれてある。而して上するに隨ひ、漸次外に迫り出させてゐるので、面は輕い內曲線を描きつゝ天井に接する。これは小口積竪穴式石室に普通とする構築であり、異とするに足りない。

石室はその長軸北一度、卽ち北より東に一度の偏りであるから殆んど南北に近く、其の長さ著しく、全長七・九米、略ぼ其の中央部がやゝ縊れて、こゝに前室と後室との區別をすることが出來る。（平面圖は圖版第一〇參照）今、南を正面とするとすれば、南側が前室、北側が奧室となる。

前室は南端に於いて幅一米五糎、それより北するに隨つて太鼓張りになつて最長一・一三米と廣がり、また漸次狹まつて中央縊れ部の七五糎となる。

後室は、平面形羽子板形をなし、北端に近く一・三米となつて最も廣い部分をなすのであり、其の平面形に於いて前室と多小趣を異にする。

石室の天井は、石壁に用ひた板狀岩と同じ厚さの大形板狀岩を架して天井石となし、更に其の各石の合せ目に、小形の板狀岩を目塞として用ひてゐる。（圖版第七(二)及圖版第八(一)(二)）

此の天井石構築の樣式は、後室のみについて精査したのであり、前室は墳丘上面よりの時間の關係上發掘調査を略するの止むなきに至つたが、大體に見て後室と同一趣の構設のものであつたことは、前室內部より仰ぎ見た時の觀察によつて之を推定することが出來る。

石室の天井石上から、左右兩側壁の外部にかけて粘土を厚く覆うてあつた。天井部上が最も厚く、一五糎乃至二〇糎の厚さとなり、左右壁はそれよりもやゝ薄く、以て石室底部と同じ高さまで包被してあつた。（圖版第七(一)）これが上面及び側面よりの水濕を避除せんが爲めの構設であることは言ふ迄もなく、これがあつたことからして、石室內はよく乾燥が保たれてあつたことは特筆せねばならぬ。

石室は、地表面卽ち墳丘原表面からその粘土被覆部頂上までの深さが二・六米內外あり、石室は天井石下面より底部までの深さ一・六米、隨つて墳丘面から石室底部までの深さ四・二米內外となり、一般古墳よりも四五十糎の餘分の深度を示してゐる。

今、如上の事實に基いて石室構設の順序を想像するに、先づ石室を積成し、此に遺骸及び副葬品を藏めた後に天井石を渡し、然る後に粘土を以て上面及び左右前後の側面を被覆したのであり、其の後に恐らく再び丘土を積上げて墳丘全部の工事を完成したのであらう。

（後藤・內藤）

# 第六　石室内に於ける遺物

石室内は乾燥度もよく、かつ遺物の上に覆土を見ることがなかつた。（圖版第九參照）由來石室内は雨水の滲透に伴つて封土の流れ込みあり、或は遺物の上に覆土を見ることもあり、以て遺物配置の紊亂を招き易いものである。

ところが本古墳にあつては、石室覆粘土（圖版第七）の完全に近い爲めであつたらう。かゝる自然的被害がなかつたし、また密掘による人爲的攪亂もなかつた爲めに、葬埋當時の原位置を變移されることが極めて尠く、遺物の多くが第一次的位置、即ち最初の位置を保つてゐたと信じて差支ない。今、後室から始めて、遺物葬埋の狀態を說かうと思ふ。

**後室内に於ける遺物**　室の東北隅に水字貝製釧（圖版第二四）二個が重なり合つてゐた。（圖版第一〇）水字貝製釧は、實用の釧即ち腕輪としてはやゝ緣遠い感のあるものであり、而してこの發見された位置が第一次的のものとすると、他の遺物群よりやゝ離れて室の東北隅にあるを注意すべきである。

古墳の型式・石室の構造及び出土の副葬品から見て、その年代も、またその文化系統も相近邇してゐるかと思はれる山梨縣東八代郡下曾根村字山本銚子塚に於ても、この水字貝製釧が矢張り石室の東北の隅から發見されたといふことを聞いてゐる。固よりこの銚子塚發掘の

際は、多數の地方人が興味一途に、何等の節制なくして發掘したものであり、隨つて遺物出土の位置の如きは、第二次的のものが多かつたであらうし、これを精確にして信憑し得る記錄となし得ないものといつてもよいかも知れない。

併し若しこの水字貝製釧の副葬位置が幸にも第一次的のものとすれば、この松林山古墳と銚子塚とは共に實用に不適當らしい水字貝製釧を石室の東北隅においてあつたことになる。これを偶然の一致と片付けて仕舞へばいざ知らず、若しそこに必然性を認め得るとすると、何か當時の民間信仰に關係あるものではあるまいかとするも、興味ある一見解であらう。かの東北位を鬼門とするのは或は中世人に創つた俗信仰かも知れないが、假りに既にこれが上代人の間にもあり、この實用品らしくない貝製品を以て鬼門除けに用ひたのであらうとするのは笑ふべき考察であらうか。固よりこれは一の假想に過ぎない、吾々はただ今後の類例出現を數へ得た後に於いて結論に導くべきではあらう。

北壁面から一・〇五米に始まり、三・〇五米邊りに終る約二米の長さの間に、鏡・大刀・玉類を一括とする遺物群がある。今、これを記載の便宜上、奥室遺物群と呼ぶことゝする。

この遺物群一帶、殊に奥壁より一・五米あたりから三米あたりまでの約一・五米の長さの間に、腐蝕しきつた木質部分らしきものが、遺物の上を一帶に覆うてゐたのを如何に解すべきであらうか。

誰しも考へるのは、これを木棺の腐蝕せるものとすることであらうし、これが最も穩當な

解釋であると思ふ。

固よりこれにも難點はある。第一に金屬製釘を發見することが出來なかつたし、第二には長さが二米に及んでゐない。吾々の精査に於いて、一片の釘をも發見することが出來なかつた。この事實に對して鐵製釘が腐蝕し去つたといふことも豫想される。併し他の副葬品の鐵製品の腐蝕度の著しくないことに見て、若し釘を用ひてゐたとすれば、一片位の釘は遺存すべきであると思はれる。にも拘らず、その遺存を見なかつたとすれば、金屬製釘を用ひてゐなかつたとすべきであらう。

とはいへ金屬製釘を用ひてゐないにしても、木棺の存在を直ちに否定することは出來ない。竹製釘を用ひてゐたとしてもよいし、又枘組みの木棺を考へてもよい。隨つて釘を發見し得なかつたとしても木棺の用ひられてあつたを直に否定は出來ない。

また一・五米の長さの棺では、大人を收めるに多少の困難がある。併し一・五米の棺では不可能といふ譯でもなく、又その木質部分らしいものゝ擴がりをのみ以てして、木棺の長さとすることにも無理があらうと思ふ。早くも朽失し去つた部分があつたかも知れない。

で今は、こゝに木棺があつたらうといふ想定を可能としておかう。

その木棺かとする部分の北位に、大刀が二口、劔身が二口、共に鋒を北に向けて横へてあつた。（圖版第九・第一〇㋐及第一二）由來、石室とか、粘土槨とかに於いて遺骸に副へて葬る大刀身は、本例の如き配列樣式を採るものもあるが、多くは遺骸の左右兩側に副へ、以て後世いふ魔除けの樣

式を採るものが多い。隨つて本例の如き配置のものをも同一意義卽ち魔除けのものとすることは、或は無理であるといふ批評を受けるかも知れない。併し本古墳に於いても、南室に於いてこそ大刀も武器本來の意義を持つたものとして埋葬されたとしてもよいが、この北室に於ては、利器としてはこの四口の刀劍のみであつたのであり、他に利器・武具を伴つてゐないのであるといふことを考へると、配置こそ異樣であるが、意義は除魔にありとしても、强ち附會の說ともなるまい。

この大刀の柄の部分下（圖版第一〇のやや西より）には、碧玉岩製の釧二個（圖版第十六(三)）劒二口の下（圖版第一〇(二)のやや東より）に於いて、布帛の腐蝕物らしきものゝ堆積してゐる中に、碧玉岩製管玉五十個が一塊となつて存在してゐた。由來石釧の出土する場合を見るに、明かに遺骸が釧として腕に纏つてゐる場合もあり、又數十個が群在し、これが腕から外されて集められ、一つの蒐集（コレクション）となつてゐたらうと思はれる場合もあつたのである。本例に於ては、僅か二個の出土があつたのみであり、これが腕にはめられてゐたのであるとしても差支ないが、後に述べるが如く、本古墳に於いては遺骸がその頭部を刀劒身の柄頭邊におき、南に向つて展葬されてゐたらうと信ぜられる點もあるので、今は暫く、これを腕から外して頭邊においたものとしておかうと思ふ。管玉五十個も同樣に考ふべく、布帛につゝんで一括を頭邊においたものとしよう。

刀劒身の柄頭に接し（圖版第一〇(六)及圖版第一二）その南に二神二獸鏡（圖版第一四(一)）またその南緣におさへられて（圖版第一〇(八)）大形の內行花文鏡（圖版第一四(二)）が、孰れも面を上に向けておかれてあつた。石室內に於いて鏡

が副葬せられてゐる場合を見るに、多くは遺骸の頭部又は胸・腹部邊と思はれる部位に於いて、面を上にしてゐるのを普通とする樣である。かゝる場合に於いては、鏡を映像の具として副葬したのではなく、面の光映が除魔に役立ち得るものとして用ひられたものであり、さればこそ頭とか胸とか腹とかといふ部位が撰ばれたことゝ思ふ。

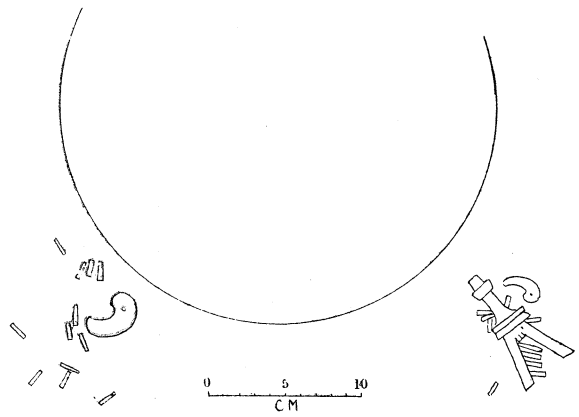


挿圖第四　勾玉管玉及琴柱形石製品出土圖

さて本例に於いては、曩に腐朽せる木質部分らしいともしたものが、兩面の鏡の上におかれて居るところを見ると、そしてこの木質部分らしいものを木棺の部分遺存とすると、鏡は大體に見て木棺の內部に安かれてあつたらうと考へることに妥當性がある樣に思はれる。

硬玉製勾玉二個がこの鏡の南におかれてあつた。卽ちその一は琴柱形石製品と共に內行花文鏡の東南（圖版第一〇(ト)及圖版第一二）に、他の一は西南（圖版第一〇(チ)）に、鏡とは僅かに三四糎の距離のところに於いて發見したのであり、その勾玉のある邊には、細形の碧玉岩製管玉二十九個が朱にまみれて散在してゐた。而してこの鏡のあるところから、玉類散亂の部位には、鮮朱の量も多く、色一段と鮮かをなし、この邊りを中心として遺骸を安んじたことを推定せしめられるものがあつた。併し精査の結果、一片の骨をも、

又骨粉らしいものをも發見することが出來なかつたのであり、以て遺骸埋置の狀態を積極に證明することは出來なかつた。

次にその大形の內行花文鏡から東南五〇糎、石室の中軸線からは三五糎許り東にそれ、石室東壁に近く接して（圖版第一〇ヰ）矢張り面を上にして四獸鏡一面（圖版第一五㈡）があつた。この位置は恐らく第二次的のものであり、最初は矢張り石室の中軸線上なり、又はこれに近接するところなりにおかれてあつたことゝ思はれる。卽ち木棺の腐朽につれ、何かの原因で石室壁側へすべつて行つたのであらうと思ふのである。

以上で北室の遺物を終る。次に南室遺物群を見よう。

南室と北室とは、既に石室がその中央に於いて縊れを示して、兩室の分界を明かにして居るが、（圖版第一〇石室平面圖を見よ）更に遺物も全く種類を異にし、一面の內行花文鏡の外は、すべてが武器關係のものとなつてゐることは既に最初にも述べてある。

石室の南壁に接して鐵製の短甲一領がおかれてあつたが、（圖版第一〇ヰ）不幸天井石の一部が剝落した爲めに其の下に壓しつぶされて細片となり、四邊に散亂するの狀態を示してゐた。

石室の西壁に緣つて鉾身三口が、鋒を北に向けておかれてあり、（圖版第一〇オ）それから連つて南へ、木製柄の腐蝕し切つたものを點々として辿り得べく、これによつて三口とも長さ二・一米の全長（柄身を合せて）をもつてゐたことを想定し得られたのである。

上古時代の鉾が、柄を加へてどの位の長さをもつてゐたかといふことは吾々の是非知悉し

たいところであるが、確實な材料といふものが發見されてゐない。隨つて本例の如きは、僅かに腐朽し去つた柄のあとを追跡しての想定ではあるが、鉾の長さ二・二米といふ數は今後の重要資料となり得るであらう。

石室の中央に遺物が堆然としておかれてあつた。先づ南の方から數へて行くと、鎗鉋一個と並んで鎌身七個・鑿十數個・鉾身數個とがある。これらが石室長軸に直角、卽ち東西に並べてあつたのに對し（圖版第一〇）それとは直角に、卽ち石室長軸線と平行に斧頭十七個・鉾身數個があり、更にその北に鐵鏃が一塊をなしてゐる。（圖版第一〇㋐）

この鐵鏃の下には更に銅鏃八十個が、これも一塊をなして居り、共にその鋒は比較的よく整つて一列をなし、恰かも靫に盛られたまゝ葬られたものか、又は副葬にあたつて、その整置に相當の留意を加へたものゝ如く思はれる。殊に吾々の興味深く見たのは、矢の長さを推定し得たことである。卽ちその鏃に附着して箆の一部が北に向つて並行しておかれて居り、かつ鏃の鋒から測つて北に八五糎許りのところに、筈卷に使つたと思はれる樺皮や朱漆の部分が群在して居り、（圖版第一〇㋐）以て矢の全長八五糎內外、卽ち二尺八寸內外であつたらうと推定し得る資料を供與してくれたのである。

またその腐朽し盡した箆の堆積の中から、籐の殘片とも見られるものが發見された。これがかの正倉院御物に見る樣な胡籙類の遺片であるか、又は籐製の靫の殘片であるか、又はこれらに關係のないものゝ混入であるかは、その籐斷片が如何にも少數である爲めに論斷し難

いが、少くも矢を盛る容器があつたのではないかと思はれるところに興味がある。

次にこの籐製靫の名殘かと思はれる腐蝕物の中に混じて（圖版第一〇㋐㋑㋒）巴形銅器三個（圖版第二三）の發見されたのは興味が深い。その一には裏に布片の附着があり、何物かに布を張りつめたものゝ上に座金物として用ひられてゐたことを想はしめられるものがある。而してその中の二個は面を上にし、殘りの一（圖版第一〇㋕）は背を上にしてゐた。（圖版第二三はこれを示す）

巴形銅器の出土古墳は數例ある。併しその孰れもが出土狀態を明かにし得ることの出來ないものであつたのに對し、本古墳に於いては、これが何に用ひられたかについての明確なる知見を得る迄には行つてゐないが、兎に角に靫關係のものであることを察知し得るものゝあつたことは特記し得るであらう。

なほこの巴形銅器の下に於いて、劒身數口が鋒を南にして横へてあり、又矢關係の遺物群に接し、その北にまた劒十數口が鋒を北にして横へてあつた。（圖版第一〇㋛）而してこれらの遺物群からやゝ離れてその北位に、卽ち後室との中間に內行花文鏡一面（圖版第一五㈠）が面を上にしておかれてあつた。（圖版第一〇㋜）

以上記載の如く、南室卽ち前室には、武器を主としての副葬品があり、明かに後室とはその副葬品の種類について異なるものがある。今、この兩室について考ふるに、既に記載にもこれを肯認してゐるが如く、南室が前室であり、北室が後室であつたと考へてよいものがある。固よりこの兩室が一の竪穴式石室をなすものであり、かの横穴式石室の如くに羨門及び

玄室の區別を明瞭にし得るものはない。また吾々が上野國多野郡平井村大字白石稲荷山古墳に於いて經驗したるが如く、竪穴式石室の長軸がその墳形の長軸と合するものであり、明かに室の前後を區別し得るものとも異なり、本例に於いては、前方後圓墳の長軸と直角をなして石室の構築せられ、石室そのものからは、その前後を區別し得るものはないのである。

とはいへ、本石室の遺物配置を見るものは、誰しも遺骸が南室に葬られたものではなく、北室にその位置を有したものであることを承認するに異議はなからう。而して常識として、室の入口に遺骸を安んじ、奥に副葬品をおくことをするものではないことをも承認するに異議はなからう。

古墳の横穴式石室が南に羨門を有することの多いことは人の知るところであり、殊に古墳時代末期に於いて著しいことは更めてこれを説くまでもない。これが支那の思想に受けたものであるかどうかは明かでないとして、そしてその風の行はれた最初の時代を明かにすることは出來ないが、この松林山古墳築造時代にその風のあつたかどうかを積極的に明かにし得ないとしても、その逆も眞であるといふことを論證し得ない限り、本例に於いて南が前、北が奥であつたらうといふことを、この方面からも論證し得るであらう。

如上の點から、吾々は南室を前室、北室を後室とするものである。しからば後室に於いて遺骸はどんな姿態の下に埋葬されてゐたらうか。

遺骸は一人を埋葬したのみであり、二體の並葬、三體以上の合葬でなかつたことは、遺物

配置の狀態によつてもこれを察知することが出來る。吾々は遺物配置の狀態を見て、これが一列をなすものであり、二列三列をなすものではないと論じても獨斷の譏は受けまい。並葬合葬は古墳時代後期に普通見るところであるが、前期に於いては比較的類例が少い。

本古墳はその構造よりいへば明かに前期に屬するものであり、後篇述ぶるが如く副葬品も亦その年代比定を躊躇させるものではない。隨つて本石室に於いて並葬・合葬が行はれてゐないとしてもさして不思議はなからう。

しからば次に本石室に於いて、一人であつた遺骸は如何なる姿態で、而して如何なる位置に葬られてゐたらうか。遺骸の位置を明示する何等の證迹はなく、遺骨の一片をも發見することの出來なかつた本古墳に於いて、この種の考察を試みるのは甚しく無理であり、附會以上に出ることは出來ないかも知れない。併し强いて解釋を求めるとすると、二面の鏡があり、琴柱形石製品や硬玉製勾玉などのおかれてあつた邊を中心として、石室の長軸に平行して長く木棺がおかれてあつた。そしてその鏡のあたりを頭とし、四獸鏡を腹部あたりにし、脚を南にして伸展葬された。石釧は腕から外されて頭の上におかれた。管玉五十個も纏められてその石釧の附近におかれた。

遺骸には勾玉・管玉を以てした頸飾が飾られてゐたのみであり、琴柱形石製品もその頸飾の一部をなしたであらう。勾玉の一は反轉して尾を北に向けてゐたが、琴柱形石製品及び他の一の勾玉は頸飾の位置を保つてゐたのである。かくして頭部が北にあり、脚部が南にある

ことは、北を奥とする思想とも一致するものである。これが吾々の遺骸埋置に對する考察である。隨つて鏡は木棺の内部に於いて、遺骸の上におかれてあつたものであり、木棺内に遺骸を安置する時、今日なほ朝鮮に於いて着衣の類を、又わが國に於いて着衣及び他の詰物を用ひて、遺骸と木棺壁との間隙を詰めるが如く、この時代にも相似た風習があつて、何物かを詰物に用ひて居つた爲め、遺骸は朽ちても鏡及び頸飾品は甚しく位置を動かすことなくして室底に落付いたものであり、腹部におかれた鏡は、これに反して辷り落ちて位置を甚しく變じたのではあるまいか。さればこそ、この二面の鏡を發見した邊り、卽ち遺骸の頭部附近に朱の散布が特に著しかつたのではあるまいか。

固よりこの考察と反對に、脚部を北にし二面の鏡を胸部邊においたといふ推定も不可能ではない。この場合には、四獸鏡は遺骸の頭部からもやゝ離れて居つたかも知れないし、殊に刀劒が脚部上あたりにおかれて居り、しかもその刀劒の鋒は足よりも外に出て反對方向をさす位置にあつたといふことになつて來、やゝ說の難點を見るが、釧が遺骸から離されてゐたといふ苦しい解釋に救の手を差出してくれることになるので、可能性のあることはあるといふことになる。固より從來の發見例の中、石釧が明かに遺骸の腕に着裝されてゐたといふことを確證し得るものは數例あるに過ぎないし、他の大部分は、積極的證左はないといつてよい。夫れ故、本例に於いても、石釧の位置に、腕をもつて行くことに努める必要はないし、旁々吾々は前の考の方に妥當性を認めるのである。（内藤・後藤）

# 第七　出土遺物

前章に述べたが如く、本遺蹟に於いて石室内の遺物は、密掘の厄に遭うたこともなく、又石室天井部等の覆被の完全に近い爲めもあつて、土砂に埋沒せられるとか、雨水による第二次的位置變更等のこともなく、文字通りに原位置に近いところにあつたのは特筆に値する。

次に本石室に於て、前室と後室との區分があり、後室には遺骸が埋葬されてゐたといふ事實――尤もこれは假說ではあるが――の上から、個々の遺物の埋葬の意義を推知し得られるといふことも價値の一に數へてよい。

今、遺物を鏡・服飾品・武器・工具等の順に分つて述べることとする。

鏡は四面の出土を見た。前室に於いて內行花文鏡が一面、後室に於いて內行花文鏡一面、神獸鏡一面及び四獸鏡一面が、夫々面を上にしておかれてあつた。今順序にこれを說かう。

內行花文鏡（圖版第一五ハ）前室出土のものである。面徑二二・六糎、背徑二二・一糎、鈕は徑三・四五糎、鈕高一・六糎、緣厚さ六粍、面反り七粍、全面靑銹に覆はれてゐる。

背文は四葉座圓形鈕の葉間に「長宜子孫」の銘が現され、櫛齒文帶平圈文繞つて內區となり、內區には內行八花文帶の外に櫛齒文帶あり、外緣にも櫛齒文帶あつて、中に有節斜行並

列文帶を挾み、外區は廣い素緣であり、これが支那鏡及び樂浪出土鏡に普通見るものと同樣式のものであり、本鏡が支那舶載鏡の一であることを信じさせられるものがある。たゞ惣體に漫滅の傾向があり、樂浪鏡等に見る鋭利を缺くものがあるのは、所謂踏返し鑄造の爲めであるか、又は鏡そのものゝ流轉の長きを物語るものであるかの孰れかに所因を求むべきであらうが、之を直ちに決することは出來ない。

後室における內行花文鏡は圖版第一四(二)に示してゐる。面徑二八・九糎の大形鏡である。背徑二七・九糎、鈕徑四・三糎、鈕高二・一糎、緣反り八粍、面背共に靑銹に厚く覆はれてゐる。

背文は圓鈕にやゝ畏縮せる四花文座あり、櫛齒文帶、廣き凸圈を繞つて內行八花文を內區主文とし、櫛齒文帶が有節斜行並列文帶を挾んで幅廣い平緣を以て外區を終つてゐる。銘文を缺き、かつ全體に亘つて施文に鋭利を缺くといふよりも、寧ろ一種の柔味をもつてゐるところは、本鏡を仿製鏡の著例とする所說を肯定せしめるであらう。本鏡はその大形なるに於いて、本邦出土の第二の大形內行花文鏡として誇示してよい。

次に四獸鏡(圖版第一五(二))は、面徑一二・一糎の小形、背徑一一・七糎、鈕徑二・一六糎、鈕高一・二糎、緣に於いての反り三五粍、內區は圓座乳によつて四分せられて四獸形互に相追ひ、櫛齒文帶あつて外區となり、外區は鋸齒文帶二重に繞つて廣い平緣に終るものである。

二神二獸鏡(圖版第一四(一))は面徑二一・三糎、背徑二〇・三糎、鈕徑三・四糎、鈕高一四糎、緣の反り六粍を數ふべく、背文は二神二獸を主文とするもの、中央の圓鈕が墓の俯伏せる形を表せるは

類例の極めて稀なるものというてよい。かの秦鏡にこれに似た文様要素のものを見るが、彼れは帶狀鈕であり、此は圓鈕であることに趣を一にせずとなし得るであらうが、兩者に意匠の連關的關係がないとはいへないだらう。鈕を繞つて珠文圈があり、內區となる。

內區は大形の捩形文座の乳によつて四分され、交互に神像・獸象を配して二神二獸文となつてゐるが、神像には右頭上に「王父」「王母」の銘があり、これが東王父・西王母を象せるものであることを知るべく、獸象はその形によつて龍及び虎であることを推知することが出來る。

吾々が呼んで神獸鏡、殊に緣の形によつて三角緣神獸鏡となすものの多くは、神像もその表現の細部に多少の差異はあるが、これが如何なる人物を形象せるかを推知し得る手掛りはなく、獸象に至つてはその表現に區別を設けるに苦しむものであつた。しかるに本鏡にあつては上述の如く神像に「王父」「王母」の銘があつてこれを確定し得べく、獸象も龍・虎の表現を區別し得られるし、隨つて少くも三角緣二神二獸鏡は東王父・西王母と龍虎とを交互に表せるものとして、畫象鏡等との連關を考ふべく、系統不明のこの三角緣神獸鏡の研究に一脈の光明を現じたものといつてよい。

なほ東王父像の左右脇に博山爐？と所謂豢人、西王母像の左右脇に豢人と鳥形とを配してゐるのも他に類例あるを知らない。

銘帶の文は、

「吾作明鏡甚□奇保子宜孫富無咎」

と訓み得られる。

外區文様も亦特異のもの、外行鋸歯文帶と波文帶との間に櫛歯文帶を挾むのが、此の種の鏡として定石であるが、本鏡にあつてはその中帶の櫛歯文帶を略し、之に代ふるに頭の丸い乳を以て、これを以て八區に等分して青龍・白虎・朱雀・玄武の四神像及び双魚等を配し、所謂獸帶（ジヂイアツク）をなしてゐる。

全背文を通じて線刻鮮鋭見るべきものがあり、銘文と併せ見て之を支那舶載鏡と見るべく、その年代は後漢末又は三國代に比定すべきであらう。

服飾關係の遺品としては勾玉・管玉・石釧及び琴柱形石製品の四種を擧げ得るのみであり一般古墳副葬品より見るときは種類に乏しいといはなければならない。

**勾玉**　二個を數へ得るのみであり、墳形の大なるに比較して數が極めて少いが、二個とも良質の硬玉製のものであることは特筆に値する。琴柱形石製品を間にして東と西とに分かれてゐたことは既に前章に之を說いたが、その東位にあつたのは小形のもので長さ二九粍（圖版第一六(二)の左）西位にあつたものは大形で長さ三三粍（圖版第一六(二)の右）共に丁字を切りかけてゐる。いづれも勾玉としての形は整つてゐないが、これは古式の硬玉製勾玉に普通見るところであつて、敢て異とするに足りない。

**管玉**　すべて碧玉岩製である。石釧のあつたところの西位に五十個が一括（圖版第一七(一)）をなし、兩勾玉に伴つて東位に十四個（圖版第一七(二)下段）西位に十五個（圖版第一七(二)上段）あり、而して五十個一括をなす

ものはやゝ太形のもの多く、勾玉に伴う二十九個は細形のものである。由來古式古墳出土の管玉は細形にして形の整へるものを普通とすることは從來發見の多くの例の示すところであり、本古墳に於いてもその例にもれず、石釧に接するものが太形であるとしても、管玉全體から見れば細形の部類に含めらるべきである。

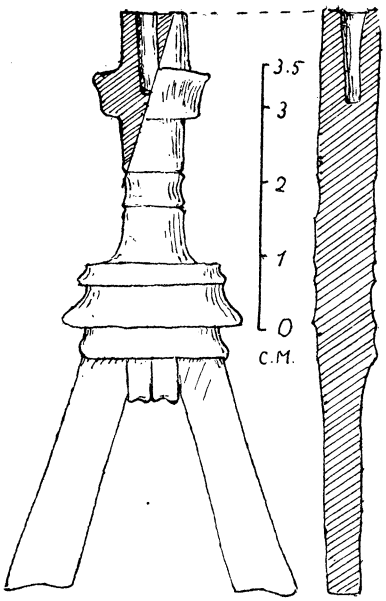


**挿圖第五**　琴柱形石製品（原寸大）

琴柱形石製品（圖版第一六(一)）碧玉岩製、全長七・七糎、上に斷面扁圓の棒狀鈕を有し、下に左右平均に双脚を開くところの形のもの、而してその鈕の上下に上開き及び下開きの節があつて形を整へ、その鈕の眞上に徑三粍、深さ一・二糎の圓形穴を穿つてゐる。

學界に於て琴柱形石製品と呼ばれてゐる石製品は、その形の聯想によつて與へられた名であり、その用途までを規定したものではない。而して從來これが綜合研究を試みた學者も極めて尠く、僅にその型式分類を論究されてゐるに過ぎないが、[1] 果して綜括して琴柱形石製品と稱せられるものゝすべてを同一性質のものとすべきか否かも明でない。而して本古墳出土例のものの如く、その出土狀態の明かなものは他に類例がないから、出土狀態から見て、その性質を論究すべき便宜もない。

今、本古墳出土のものを見るに、若しこれをその位置に於いて出土のものと相關聯するものと假定するならば、明かに勾玉・管玉と相伴うものとすべく、隨つて其の狀態より見て頸飾の一部をなすものとしてよい。卽ち細形の管玉が數連相重なつて頸をまき、硬玉勾玉二個がその左右のおさへをなし、親玉の位置にこの琴柱形石製品を垂れたものとするのである。

如上の考察は、その出土狀態より見て、容易に妥當なるを信じさせられるのであるが、遺品そのものを精査するときは、その想定の肯定に多少の躊躇を餘義なくされる。

卽ち本遺品には糸を通じてこれを垂下し得る孔を有せず、鈕の上頂にある穴は、その目的には何の用をもなさないのである。若し强いてこれを垂飾品と見ようとするには、その鈕にある穴に金屬又は木質の棒を嵌め、その棒に孔を穿つ必要がある。しかるに出土當時の精査に於いては、金屬品のものは勿論、木製の棒をすら穿めたことを積極的に證明し得る痕迹を發見することが出來なかつた。又若し垂飾に用ふるならば、この形をつくる技術をもつてゐた當時の工人達は、寧ろその推定の如き嵌め込み棒を工夫するよりも、その鈕の上頂近くに左右に通ずる孔を穿つたことであらうと思ふ。

かくして本遺品を垂飾用のものとする考察には積極性を缺くが、併し出土狀態より見れば、頸飾の親玉とすることを斷念することは困難であるといはねばならない。で、今は最初の記載の如く、本遺品を頸飾關係の遺品とすることを多少の躊躇を感じつゝ肯定しようとするものである。

次に石釧二個がある。その一（圖版第一六(三)右）は外徑七・二五糎、高さ一・六五糎、他の一（圖版第一六(三)左）は外徑七・四糎、高さ一・八五糎あつて、大さをやゝ異にしてゐるが、等しく淺綠色に褐色を混じた色澤を呈し、碧玉製の上質のものといつてよい。前者の方が刻み目もやゝ粗大であるが、斷面圖（挿圖第六）の示すが如く、その肩までの高さは同じく一糎であり、傾斜面がやゝ後者の方を急なりとするに過ぎない。

曩に遺物出土の狀態を記述した章に於いて述べた如く、二神二獸鏡の北側に於いて、大刀の柄部の下位から二個並べられた形でこの石釧を發見したのであり、これに接して管玉五十個の一群を見たのである。石釧は石製の腕輪として實際の用に供せられたものもあることは從來先輩の說くところであり、[2] これを實證した例もあつたのである。しからば、本古墳の場合にも、この二個の石釧が腕輪として實用せられてゐたのであらうといふことを前提として、遺骸埋葬の位置を推定することも出來るが、その場合には頸飾と思はれる勾玉類の出土狀態が逆位置におかれてゐたことを豫想せねばならぬし、又南を枕といふ一般樣式から見て逆な埋葬をも認めることも必要となるのである。而してこの南枕を考へた時には、この釧とは相接してゐた管玉五十個が、矢張り釧に用ひられたとせねばならないが、これは實用になり難いものであり、かつ管玉一括も、如何にもそこに集められてゐたといふ姿であつたところを見て、いよ／＼南枕說の可能性の弱きを思ひ、吾々は北枕說により多くの

挿圖第六

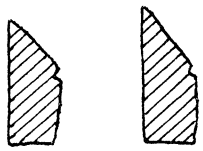


石釧輪斷面圖

可能性を認め、この釧も腕から外されてこゝにおかれたものであらうとしたのである。

次に貝釧二個がある。（圖版第二四）共に水字貝製、その一（圖版第二四(一)）は六脚、脚端を數へて長徑二五・三糎、各脚の根元に二線を並べた刻線が二個所にあり、胴はよく磨かれて、これにも二線並刻がところ〴〵にある。他の一（圖版第二四(二)）も六脚、脚はやゝ長さが短い。長徑二五・九糎、胴の一部に缺失があるが、裝飾は前者と相似てゐる。

貝殼を穿つた中央部の孔が、卵形をなせるは釧としての普通樣式といふべく、これを貝釧としたことに何等の不都合さを感じないが、著しく支出した脚は、釧として實用される時に不便極まるものである。而してその出土位置も、これを釧以外の用途を豫想させられるものがある。卽ち石室の東北隅におかれてあつたのであり、少くも埋葬當時遺骸とは無關係のものとされてゐたのであることは明かである。

次に武器關係の遺物を見よう。これには刀劍身・鉾身及鐵鏃・銅鏃の類がある。

刀・劍は後室に於いて大刀が二口、劍が二口あつたし、その大刀は二口ともに拵に特異のものがあつた。その一は柄に直弧文裝飾あるものであり、他の一は柄に布を纏いたものである。今前者（圖版第一八）から見よう。

全長六八糎、身は鐵製、無反り平造、鋒にはふくら著しく、鞘は木質のものゝ上に漆塗したものと見えてその遺片を散見する。柄は柄頭を缺失してゐるが、柄間は先づ木製柄の上を布片を以て纏き、鍔元と柄頭とに近く直弧文彫刻の鹿角を嵌裝してゐる。鍔は缺失してゐる

が、柄間と同様に鹿角製であつたとも想はれる。

他の一つ（挿圖第七1）の大刀は全長七二糎、身は言ふ迄もなく鐵製で直刀、平造平棟、鞘は木製、鞘口に樺皮を纏いた痕を殘してゐる。鍔は革製か角製かであつたらうが、今は朽失して姿を

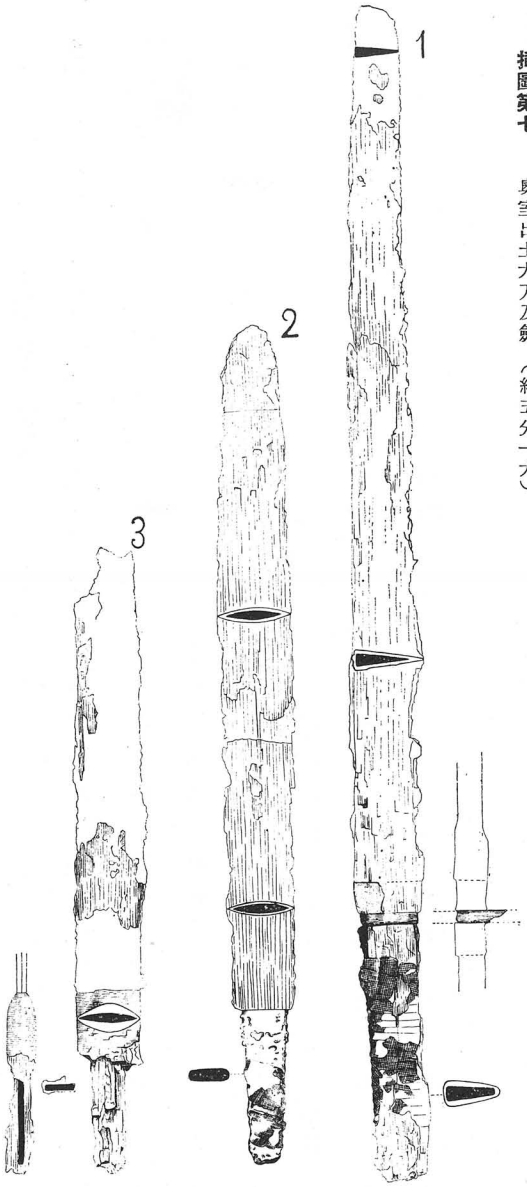


**挿圖第七**　奥室出土大刀及劔（約五分一大）

失つてゐる。柄間は木質のものに目の麁い布片で纏き、その上をやゝ目の細い布片で纏き、間隔を七粍内外に糸を蛇腹卷きにしてゐる。柄頭は朽失してゐる。

劔身の二口も拵を具へてゐる。その中の一口（挿圖第七2）は鞘木を具へてゐるが、鞘尻を腐蝕の爲め缺失してゐるは惜しい。併し恐らく鞘尻金具を有せず、丸尻のものであつたらうと思ふ。

鞘口は一文字をなしてゐる。柄には柄木を伏せず、單に布を纏いたものであつたらしい。今その一部を殘存してゐる。鍔を附裝してあつたと認め得る痕跡もない。全長五二糎。

他の一口（挿圖第七3）は柄木の拵に特異のものがある。鋒部に缺失多く、全長三八・九糎を數へ得るに過ぎず、鞘木も一部に遺存するに過ぎず、かつ鞘口の部分の缺失してゐるのは遺憾である。併し柄に於いては柄頭こそ缺失してゐるが、莖は全長を完全に遺存してゐると見るべく、それに柄木を伏せ、かつその上を糸を以て繁卷とし、漆塗してゐる痕跡がある。柄緣は挿圖にその背を示してゐるに見るが如く、輕く曲線を描いて鍔緣に終つてゐる。この柄緣の樣式は本古墳出土の劒の拵に普通見るところであり、前室出土のものにも類例が多い。

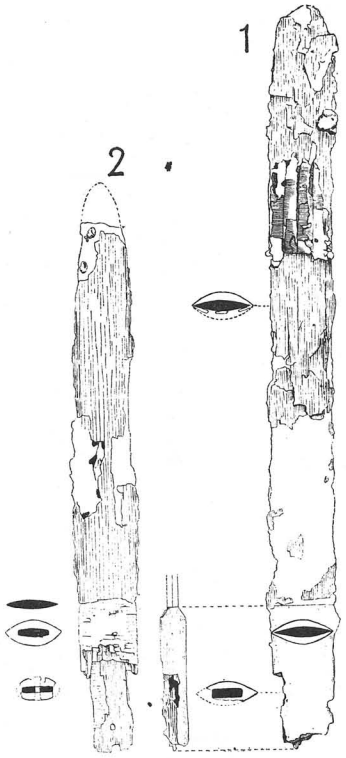


挿圖第八　前室出土劒（其一）（五分一大）

しからば前室出土の劒の拵はどうであらうか。今、形を比較的によく遺存してゐるものについて述べよう。挿圖第八1は全長五〇・二糎、鞘は木質、鞘尻の形式は明かでない。柄は莖の上に木を伏せ、その上を糸で繁卷にして漆塗を施せしもの、而して柄の幅は四・一糎を數へ、鞘と幅を等しうするに對して、重ねは鞘よりもやゝ薄く、しかもその斷面は鞘と同樣式をな

し、左右の脊が丸味を有せず、尖味なるは柄としての實用に適當を缺いてゐる。而して鍔緣は前者の如くに曲線をなさず、柄緣近くまで重ねを薄くせず、柄緣一糎位のところにてやゝ角度をなして緣に終つてゐる。本遺品も鞘口の様式を明かにすることが出來ない。

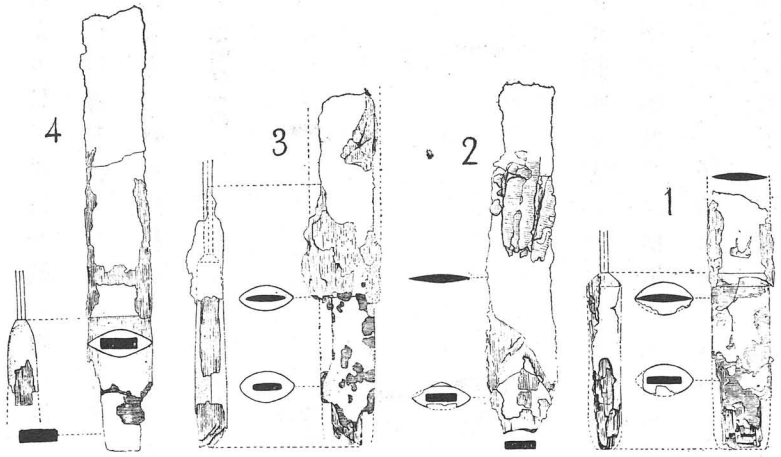


挿圖第九　前室出土劍（其二）（五分一大）

挿圖第八2は鋒部を缺失してゐるが、全形から見て想定線位の長さのものと見るべく、全長三八糎内外の短いものであつたらう。鞘木の拵は前者と様式を等うするもの、柄も柄木の上を糸卷きしたものである。而して本遺品に於いて特異とすべきは、鞘口を比較的完全に遺存してゐることであり、實測圖の示すが如く柄緣の上を被覆してゐる。柄緣の様式を明かにすることは出來ないが、遺存部分の柄間より見て前二者と同様式といふべく、隨つて前二者の鞘口もこれと同様に柄緣の上を被覆するものといふべく、鞘よりいへば柄緣を呑むものとして、吾々はこれを呑口式の鞘口と呼んでゐる。

呑口式鞘口の様式は挿圖第九1に於いて更に明かにされてゐる。本遺品は柄間の糸卷の上

に施された漆塗部分の遺存比較的に多く（挿圖柄間に白く殘した部分がその漆塗遺存部）かつ幅三・九糎に對して重ね二・一糎もあつて、柄としての實用に堪える。而して鍔緣は角のある方の様式であり、かつ鞘口の破口より見て鞘口が約一糎の深さに柄緣を呑み、恰かも鍔緣が角をなして緣をなす部分に於いて鞘口緣を終つてゐるを見る。これが本古墳出土劒の鞘口様式の一例をなすものであり、前三者もこれと同様式をなすものであらう。

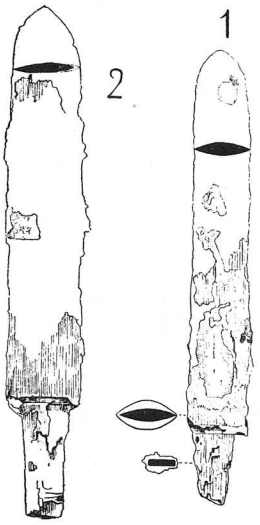


**挿圖第一〇**　前室出土劒（其三）（約五分一大）

なほ柄は身の莖のみに亘り、身と莖との境卽ち關は柄緣にあり、鎺金は寧ろ鞘に呑まれて行くのが拵としては普通様式であり、古墳時代後期のものには既にこれを普通とするのであるが、本古墳出土の劒にあつては、既に挿圖第七八に示した諸例に見るが如く、又この挿圖第九の諸例にもあるが如く、鎺金はなく、寧ろ身の一二糎は柄となつてゐるのである。されぱこそ柄幅が鞘幅と等しいのでもあり、鞘口が呑口式ともなり得るのである。

挿圖第九2は柄木の上に糸卷を施さず、直ちに漆塗をせるもの、柄の拵としての一様式となすべく、挿圖第九3は柄の拵は糸卷漆塗のものであるが、鞘口が三糎近くも柄を呑んでゐることに於いて特異の様式としてよい。

挿圖第九4の柄緣の形式は挿圖第七3に示したものと同様式のものといふべく、而して鞘

口は僅かに柄縁の三四粍を呑むに過ぎない。併し鞘口の部分は朽壊著しく、爲めにこれを鞘口の原形とすべきか否かを決することの出來ない今日、直にこの様式の肯定を急ぐことは出來ない。

挿圖第一〇1は全長二八・三糎を有するに過ぎざるもの、柄の大部分は缺失して拵の如何を推測することは出來ないが、鞘木に漆塗を施せることを推知し得べく、表裏にこれを遺存してゐる。

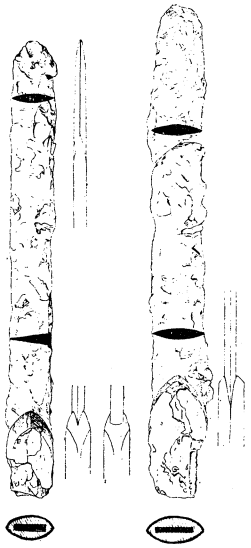

**挿圖第一一** 前室出土劒（其四）（五分一大）

（圖に於いて斜線を施せる部分）

挿圖第一〇2も三一・五糎の全長を有するに過ぎざるものであるが、鞘木の一部に漆塗の痕があり、而してこれに於いては鞘木の上に目の細き布、恐らく絹布を張つて下地とし、これに漆塗を施してゐるを見るのであり、柄に於いては柄木の上に比較的太い撚糸卷の一部を殘してゐるが、柄全部の拵を明かにすることは出來ない。

なほ本古墳出土の劒に挿圖第一一に示せる二口がある。柄木縁の形式極めて特異のもの、後世の短刀に往々見る蛤鍔と相似た形をしてゐる。本形式のものに鞘を具するとせば、所謂呑口式のものでなければならないことは明かである。なほその身が半ば刀をなし、鋒近く劒となり、所謂菖蒲造りをなすものゝあるは奇とすべきである。

かくして本古墳に於いて劒を多く出土し、しかもその鞘・柄に特異のものが多いことは特記に値する。劒はその拵を遺存するもの極めて少く、その綜合的研究に十分を求めることが出來なかつたとはいへ、本古墳出土の劒はその方面に寄與することが多いであらう。

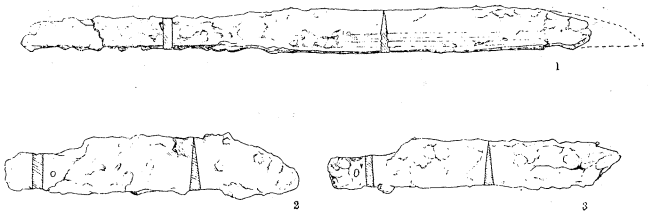

挿圖第一二　刀子（大一分三）

大刀は殘片のみとなり、型式を明にすることが出來ない。

刀子即ち短刀は四口ある。內三口はその二例を挿圖第一二2 3に示した如き普通樣式のものであり、身の長さに比較して身幅をやゝ廣くしてゐるを特徵としてゐるに過ぎない。ところが、他の一口は挿圖第一二1に示したが如く全長二三糎、鋒部が推定線の如きものとすれば二五・八糎の長さとなる。身幅が前述の樣式のものと異なつてやゝ狹く、中央に於いて一・七五糎あるに過ぎない。而して莖が比較的に長く、全長の半に近く、かつ刄・脊共に闊を明かにしない。而して身の兩平に、脊に近接して極めて淺いが、二線の樋、即ち連樋（つれび）のあるのは面白い。

日本刀に樋の拵のあるは誰しも知つてゐることであらうが、奈良時代のものに既にこの樋を見ず、上古時代のものに至つては絕えてその拵を見ないのである。隨つて吾々は、この刀子の樋は偶然的のものであるとし、これを以て、日本刀の樋の拵の起源は既に上古時代にありと說かうとは思はない。

鉾は前室に於てのみ發見したのであり、柄を有するものは、一般遺物群を離れて西壁に近接したものゝみであり、遺物群中發見のものは柄を缺いてゐる。今前者からこれを說かう。

西壁接在のものは、その腐蝕せる柄木の痕を辿つて全長二・一米を數へ得るものであり、これによつて上古時代の鉾の柄の長さに對する一例を提示し得ることは既に前章に之を說いた。たゞ惜むらくは柄木の殆んどすべてを腐蝕缺失してその拵を明かにすることが出來ず、僅に挿圖第一三に示したものに於いて、鉾身に接する部分の柄の形式を見ることの出來るのは嬉しい。

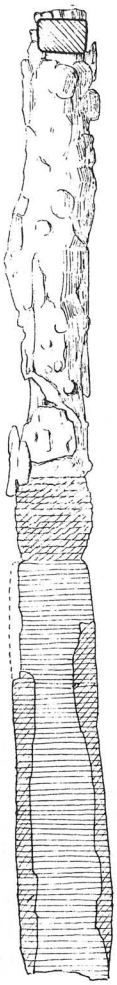

挿圖第一三　鉾　殘　缺　（二分一大）

即ち鉾の身は斷面矩形をなすもの、身の半以上を缺失してゐるので、鋒の樣式を明にすることは出來ない。柄は木質のものゝ上に、糸を以て繁卷にしたもの、而して後世の鑓の拵に於いて口金を嵌裝すべき部分を、やゝ太い糸で卷いてゐる。（挿圖のは復原圖）鞘もはめてあつたらしい。身の上にその一部を遺存してゐるし、鞘口の五六粍は柄を呑んでゐたと見え、これ亦一部を遺存してゐる。

身のみを遺存するものは十二口あり、これをその型式によつて六種に分ける。（挿圖第一四）1は身の斷面菱形をなすもの、2 3は斷面矩形をなすものであるが、2は袋部に近接しては方形をなし、鋒部はふくらを持たず、重ねを薄くし、即ち斷面矩形をなしつゝ終るものであるが、

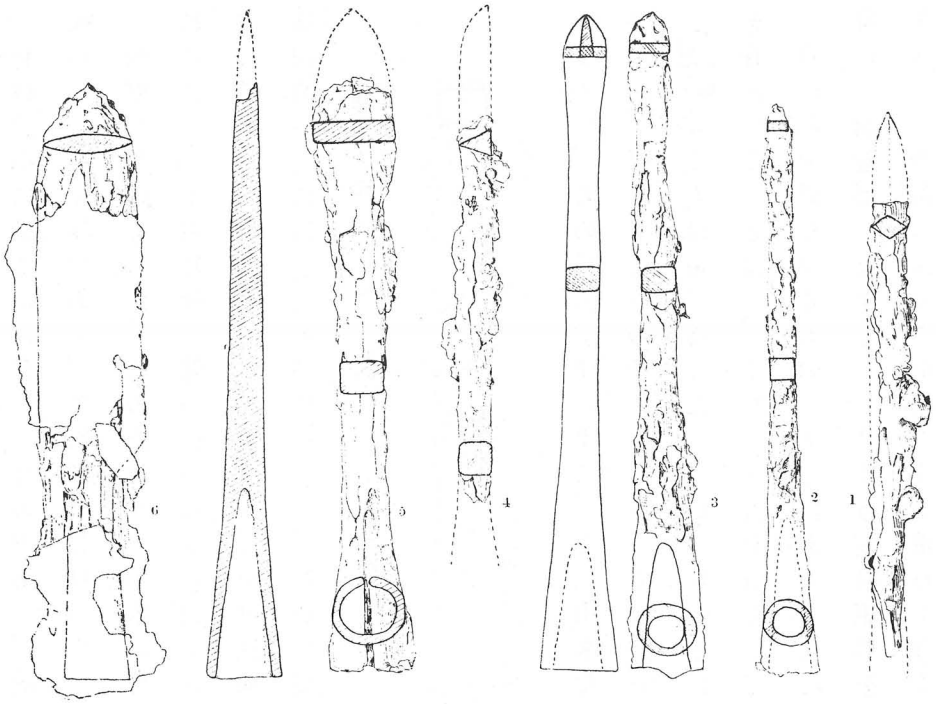


**挿圖第一四**　鉾身型式圖　（大一分三）

3は復原圖に示すが如く、既に最初から斷面矩形をなし、鋒に至つて多少のふくらがつくものである。

4は最初斷面方をなし、半ばから斷面三角卽ち重ねの極めて厚い刀身形となつて鋒に終るものである。この方から三角に移るのは漸次移行するものらしく、鑄膨れの爲めに明瞭に圖示することは出來ないが、これを察知することが出來る。

5 6は平根形ともいふべく、外見を等しうしてゐるが、斷面圖に示すが如く5は鋒近くに於ても身の斷面が長方形をなしてゐるに對し、6は古墳時代後期のものに普通とするが如く、身幅の廣い劒身形をなしてゐる。

鐵鏃・銅鏃は箙を有して、卽ち矢として副葬されたものであり、箙の一部分、殊

に箭の部分をなすところが遺存して居り、これによつて矢の長さは八五糎といふ數字を推定し得たことは面白い。後世の矢は箙の長さ二尺三四寸を普通とするのであるから、本古墳出土のものが八五糎即ち二尺八寸といふのはやゝ長きに失するが、さればとて否定し得る數でもない。今、上古時代の箙の長さに關する一の資料として記錄しておけばよい。

鐵鏃は大部分腐蝕して原形を失つてゐるが、形を推知し得るものによつて見ると、挿圖第一五に示したが如く二型式に分つことが出來る。即ち1 2は身の長さ九糎に近く、かつ身幅も三糎あり、小形の鉾ともいつてよい大形の廣根である。1には箙の一部を遺存し、かつその上で樺皮で卷いた口卷を殘してゐる。

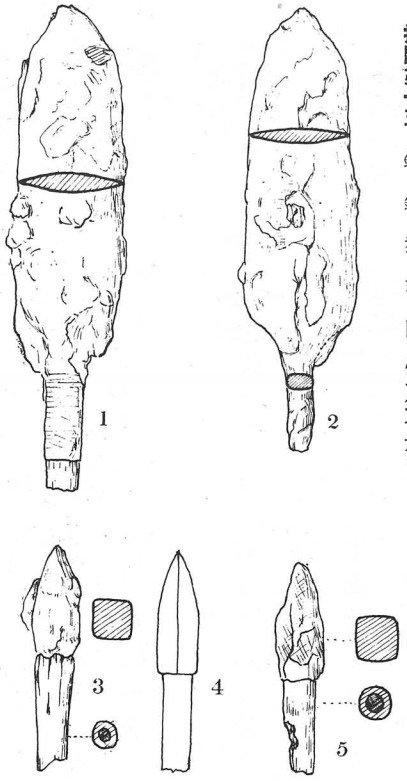


挿圖第一五　鐵鏃型式圖（二分一大）

3 5は同一樣式のもので、身の斷面方をなし、半上から鋒をなしてゐる。これも箙の一部を遺存してゐるが、口卷の痕が見られない。如上二型式の鐵鏃は、本邦出土のものとしては極めて特種の樣式といつてよい。1 2の小形のものは他にも類例があるので、その大形のものといつてよいが、斷面方をなす3 5の類に至つては、寡聞內地古墳出土のものに類例あるを知らない。而してかの樂浪古墳出

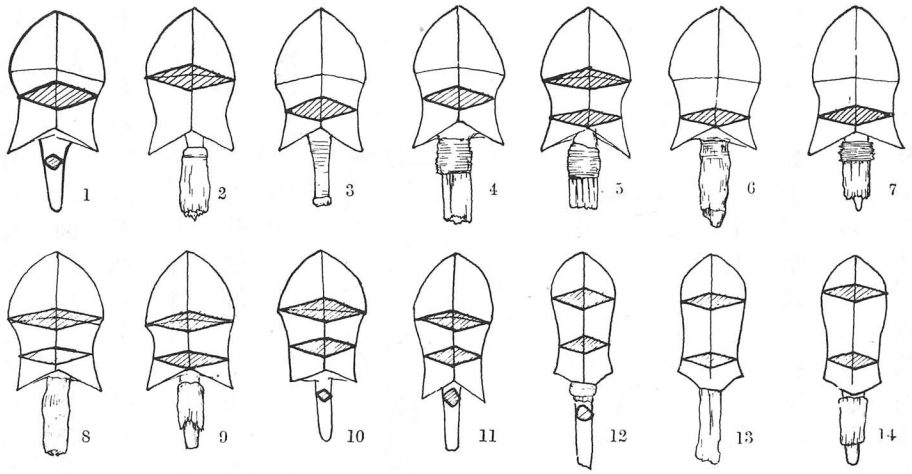


**挿圖第一六**　銅鏃型式圖　（二分一大）

土のものに二三類例のあるに見て、若し兩者聯關ありとすれば、鐵鏃は古い型式であり、漢樣式を受けたものといつてもよからう。

銅鏃（挿圖第一六）は八十個を數ふべく、これを二型式に分け得られる。第一型式は1……11に示したものであり、吾々が逆刺を有する有角式と呼ぶものである。而してその多くは、身幅が著しく廣く、隨つて鋒のふくらの著しいものである。（圖版第二〇(二)）12……14は普通柳葉（やなぎは）式と呼ぶものであり、銅鏃として最も一般的の樣式のものである。

而してそのすべては鐵鏃と同樣に篦を有し、矢一括として副葬されたものであることは、銅鏃研究上最も興味ある事實といつてよい。

從來一古墳から發見される銅鏃は、その數數十にのぼるものは少く、かつ莖に糸卷の痕のあるものはあつても篦の一部をも附着遺存するものもなく、隨つて吾々は銅鏃が矢として實用されたか否かを疑つて居つたのであり、假令これが矢として實用されて居つたものとしても、後

世の上差矢の如き特殊の用をなしたものであらうとしたのである。しかるに本古墳に於いては、鐵鏃と銅鏃と相並んで副葬されて居つたにせよ、銅鏃は一塊をなして鐵鏃とは別の存在をなして居り、鐵鏃附裝の矢が一括、銅鏃のが別の一括をなし、恰かもそれ〴〵が別の靫に盛られてゐたかの如き觀をなし、以て從來の吾々の見解の一部訂正を要求してゐるのである。銅鏃研究者の看過すべからざる事實といつてよい。

次に古墳副葬の矢乃至鏃は本古墳の例の如く一括をなして恰かも靫に盛られたまゝの形のものと石室面に散布されるか、又は側壁に緣うて布置せられてゐる場合とがある。而して本古墳に於いては、その靫が籐の類を以て編んだものであつたと見るべく、箆の腐蝕片に混じて籐殘片を檢出することが出來た。

次に銅鏃の莖に遺存する箆について見よう。2は箆の殘片にして竹又は篠と見るべく、維管束の並んでゐるを見る。而して口卷に用ひたであらう、麻糸卷數條を箆端に遺存してゐる。457又同樣に箆は竹、口卷は麻を用ひ、而して共に麻糸に撚りを與へてゐない。卽ち麻をその儘に卷いてゐるのである。上古時代の矢に於いて口卷等には樺皮を用ふるのが普通であり、箆にも柳の如き木質のものを以てしてゐることもあるが、本古墳出土のものはすべて箆は竹、卷には麻を用ひてゐるといつてよい。

次に本古墳からは巴形銅器（圖版第二三）三個が發見されてゐる。その一（圖版第二三(一)及挿圖第一七1）は表を上にして矢筈部にあり（圖版第一〇㋐）第二（圖版第二三(二)及挿圖第一七2）は同じく表を上にして鏃の北一七糎のところ（圖版第一〇㋑）

にあり、其の三（圖版第二三(三)及挿圖第一七3）は裏を上とし、これ亦鏃の北（圖版第一〇(カ)）に近くあつた。共に型式を等しうし、五脚、第三のものは裏に布痕あり、かつ三者共に中央の突起部内面の受金に麻の捩絲が附着して居り、これが何かの座金物に用ひられてゐたことを示してゐる。

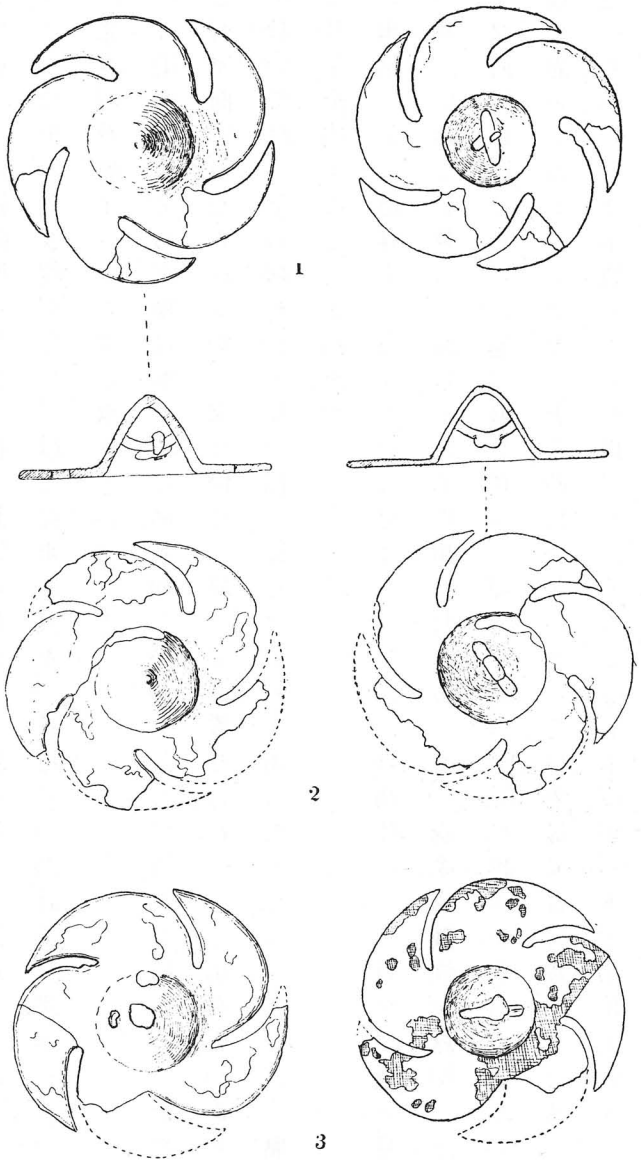


挿圖第一七　巴形銅器（二分一大）

巴形銅器の出土例は極めて少い。而してその一は銅鉾銅劒と併存してこれが青銅器時代に

遡るものあるを想はしめられるし、他の數例も皆古式古墳出土のものたることの明かなるものである。而してその孰れもが出土狀態を明かにすることが出來ないので、座金物ではあつたらうが、何の座金物に用ひられたかを明かにすることが出來なかつた。ところが本古墳の場合には、少くも矢に關係あるものとしなければならないし、座金物であつた以上、矢に直接關係あるものではなく、かつ矢が靫に盛られてあつたとする以上は、靫の座金物に用ひられたものとしなければならない。

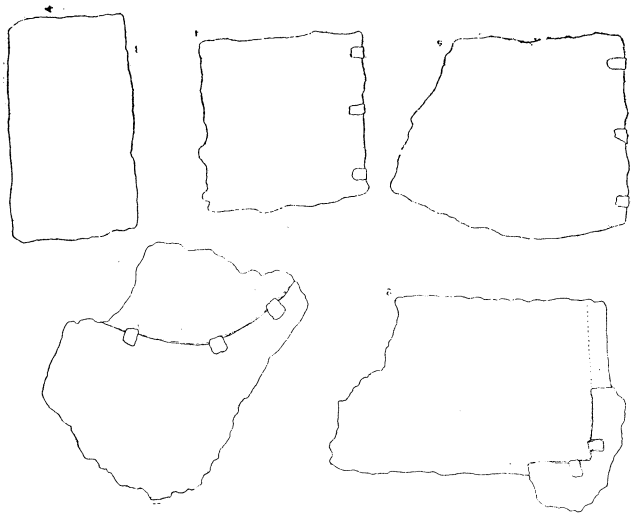

挿圖第一八　短甲甲板圖（大一分四）

吾々は古墳時代の靫についてはは、埴輪靫によつてその樣式の大體を察知し得るに過ぎない。而して埴輪靫に巴形銅器を附裝したものを見たことがない。固より埴輪靫はその性質上著しく形式化したものであり、かつその時代も巴形銅器の行はれてゐた時代とは相當離れてゐる。隨つて埴輪靫にこの種の附裝を見ないことによつて、吾々のここに試みようとする巴形銅器用途觀を否定することは出來なからうが、さればとて本古墳に於ける事實は、吾々の考説を積極的に支持するものでもない。ただ座金物として用ひられた、そしてその出土位置から見て、かく考へるを妥當とするといふに過ぎないのである。

而して吾々は中世の逆頰箙に用ひられる蜻蛉形角製品の附裝の起因については何等の知見をも持たないが、巴形といひ、蜻蛉形といひ、これを單なる裝飾品と見ることは出來ない。共に一種の魔力(マヂック)あるものと見たであらうことを考へる時、この巴形銅器は逆頰箙の蜻蛉形と同意義のものと考へることは笑ふべき妄想でもない樣である。

以上で武器の紹介を終つた。しからば次に武裝關係のものとして短甲があることを述べなければならない。短甲は前室の南端、やゝ西に偏して殘片が一括となつて殘つてゐた。これは最初その位置に短甲を安置しておいたのであつたらうが、革綴が腐朽して短甲が形を頽した後であつたか、その以前かは明かでないが、天井石の一部が剝離して落下した爲めに壓潰され、かつ錆朽ちたものもあつて、僅に殘片一括を遺存するのみとなつたのであらう。短甲であり、長方形板革綴のものであつたらうが、今はその原形を復原することが出來ない。今挿圖第一八にその主なるものを圖示しておかう。

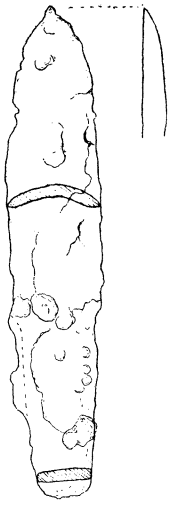

挿圖第一九　鎗鉋圖（二分一大）

なほ本古墳からは鎗鉋・鑿・斧頭の如き工具及鎌身を出してゐる。鎗鉋は古式古墳から往々出土例のあるもの、本古墳出土のものは身の長さ八・二糎の短かいものであるに比較して身幅二・五糎あり、莖もまた他のものに比して著しく短い。副葬に際し、柄に附裝しなかつたのであらうか、木質部の遺存を見ない。

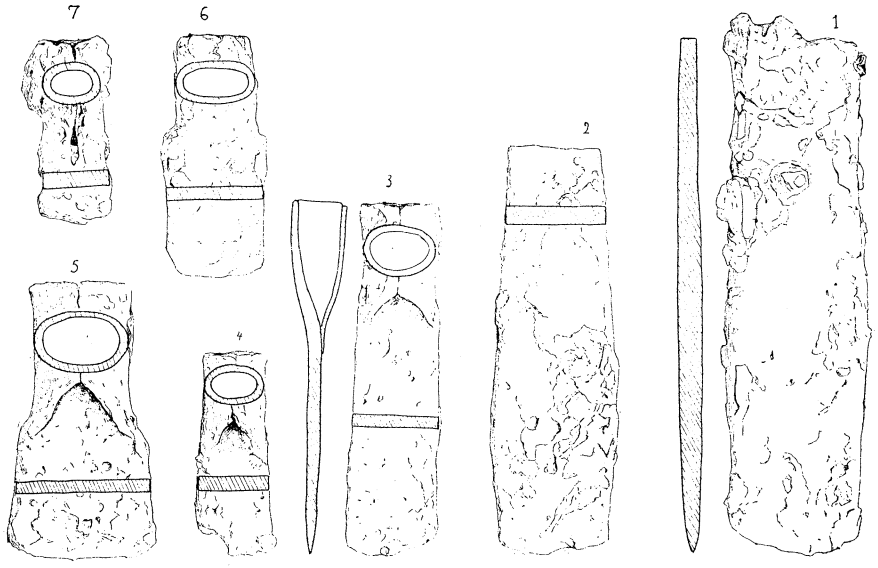


挿圖第二〇　斧頭鑿型式圖　（大一分四）

挿圖第二〇のものゝ中、1 2はこれを鑿と見るものもあり、又石斧に形の似てゐるところから斧頭の原始形と見るものもある。3以下は明かに斧頭となし得るもので、總計一五個の諸型式をなすものであるが、4 5が普通様式であつたらしい、最も數が多い。

鎌・身・は農具と見るべく、鐵製・長方形をなし、所謂石庖丁の短冊形なるものに形が近い。七個を出土してゐる。なほ砥石二個を數へる。共に粘板岩製、その一は長さ一四・二糎、他は長さ一〇・六糎ある。（高橋・後藤）

**註**

（1）森本六爾氏「琴柱形石製品に對する一二の考へ」（歴史と地理二一ノ一）及『川柳村將軍塚の研究』の一節

（2）高橋健自博士「車輪石鍬形石及び石釧の研究」（考古學雜誌一五ノ六）

# 第八　結語

以上遺物・遺蹟についての記述を總括するに、古墳そのものは臺地の端に築造せられ、長軸の長さ一一六・四米ある大前方後圓墳であり、所謂中部遠江國地方の中核をなす磐田原古墳群に於いて規模雄大のものであるは言ふ迄もないし、これを遠江國全部、否更に駿河・伊豆の二國を含めての縣内各地の例に求めても、大古墳の一をなすものであることは明かである。

而して墳丘そのものゝ形式・構造に見て、これを古墳時代前期の一著例であるとする考説に何等の疑義あるを思ふものではない。卽ち自分は我が國の古墳として特殊の外形を示す前方後圓墳を、その外形より見て前期・中期・後期の三期に分つものであり、その中期を界として古墳時代を前期・後期に分けることの可能なるを說くものである。(1) 前方部が後圓部よりも高さ低く、かつ前方部をなす梯形の上底と下底との長さの差著しからざるもの、卽ち前方部前端の長さの著しからざるものが前方後圓墳の前期をなすもの、前方部と後圓部との高さ相等しきもの又は相近きものであつて、前方部前端の開きの著しきものを中期又は後期となすもの、全體の規模雄大ならず、前方部と後圓部との高さ相近きもの、寧ろ場合によつては

前方部の方がより高きものにして前方部前端の開き著しからず、雄大といはんよりは寧ろ萎縮の感あるものを後期とするものである。

この見解よりいへば、本松林山はその寫眞の示すところ、その實測圖の物語るところは明かに前期様式に屬するものといつてよい。卽ち前方部の高さ九・六米、後圓部の高さ一二・八米、その差は三・二米とあつて前方部の低い様式であり、復原形に於いて後圓部の徑六二米、前方部前端の長さは復原形に於いて四九米、その差は一三米で、前方部の幅が狹い様式に屬するものである。

次に前方後圓墳の後期のものは、平地上に占位するもの多きに對して、前期のものは丘陵上又は臺地緣に近接するものを普通とするといふ考說を有するものであるが、本古墳もその位置臺地緣に位置し、殊にその後圓部を臺地の緣においてゐる。この點から見ても、本古墳を古墳時代前期のものとする考定を可能とするであらう。

石室の構造も、前期說を裏書するものである。横穴式石室が後期に比定し得るもの多きは言ふ迄もないし、竪穴式石室に至つては、前期・後期を通じてこれを見るのであるが、本古墳の竪穴式石室の如く割石小口積のものに至つては、前期のものとなし得べきものゝ多きは既に人の說くところである。

出土遺物の多くも前期說を裏書する。鏡鑑のすべてが後漢代又は三國代に比定し得るものであり、石釧・琴柱形石製品等の石製品も前期に比定すべきものである。又銅鏃が前期のも

のであること、殊に鐵鏃の著しく古調を帶びてゐるは言ふ迄もない。巴形銅器が青銅器時代に端を發し、前期に行はれたものであることも今日常識となつてゐるし、刀劍の拵に於いても著しく古調を帶びてゐるし、中には樂浪出土のものに類似樣式のものも見受けられる。卽ち遺物より見ても、本古墳を古墳時代前期にありとして何等の支障もない。

かくして本古墳は、その外形より見ても、內部構造及び副葬品より考へても、これを古墳時代前期にありとすることが出來る。卽ち比較年代より見て、應神・仁德兩天皇御陵等の示す年代よりもより遡り得るものであることを示してゐるのである。

而して磐田原古墳群に於いては、銚子塚と共に相對年代の最も遡り得るものであり、堂山・庚申塚兩古墳等よりも先行するものであることは明白である。而してその位置よりいふも、遠江國の中樞に位するものであり、その規模の大なる點よりいふも、古代遠江の一中心をなすものであるは言ふ迄もない。

古史に示すところでは、わが遠江國には遠淡海國・素賀國・久努國のあつたのである。卽ち『古事記』上に天菩比命之子建比良鳥命が、出雲國造・無邪志國造・上菟上國造・下菟上國造・伊自牟國造・島津縣直・遠江國造等の祖であるとし、『舊事記』一〇に「素賀國造橿原朝世始定天下時、從侍來人名美志印命定賜二國造一」とあり、また「遠淡海國造、志賀高穴穗朝、物部祖伊香色雄命、兒伊岐美命、定賜二國造一」とあり、また「久努國造筑紫香椎朝代、以物部連祖伊香色男命孫印播足尼、定賜二國造一」ともある。素賀國が今の小笠郡曾我村附近を

中心としたものであり、久努國が今の久努村附近にあるべきは言ふ迄もないが、遠江國又は遠淡海國は、今の濱名湖附近にありとするものがあり、又『遠江國風土記傳』にある淡海則磐田海とし、この磐田原附近にあるとするものもあり、(2)又『掛川志』の所説の如く濱名・磐田兩湖一帶の地にありとするものもあるのである。

今、大きい聚落の附近には大古墳群があり、大豪族の占地に大古墳があるといふ前提の下に、この西部遠江地方、卽ち古史にいふ遠淡海國造の占地を求めるならば、濱名郡方面よりも寧ろこの磐田原の地方にこれを比定しなければならない。(3)固より古文獻は斷簡的であり、古代史實の要を盡してゐるか否かを直に決することは出來ない。又吾々の材料とする古文獻は上古時代編述のものではなく、數百年を經過した奈良時代又はそれに近い時代のものでもある。又更に上古時代人が、その墓地撰定に當つて、住居附近の地にこれを求めたこともあらうが、古史の物語るが如く、相當遠隔の地を撰んだこともあつて、前に述べた大豪族の占地に大古墳ありとした假定の可能性にも疑問があるのである。隨つて大古墳群集の故を以て、磐田原を以て國治の地とすることが容易に出來るものではないことも考へねばならぬ。

とはいへ、この磐田原古墳の多くを以て遠淡海國造の墓ならんとすることの可能性を弱めるものではない。而してわが松林山古墳の如く、磐田原古墳群の最大のものにして最古のものを、かつこれを前期のものとなし得るものを以て、成務天皇御時代前後とされる遠淡海國造始祖又はこれに次ぐ頃の國造の奥都城に比定することも、必しも笑ふべき推論と斥け終る

ことは出來ないと思ふ。

併しこれは鄉土史家の態度であるかも知れない。吾々は、本古墳が遠江國に於いて稀に見る大前方後圓墳であり、その副葬品には古代文化研究の上に著大の貢獻をなし得るものの多かつたことを、關係の縣當局及び村民諸氏と悅び合ふことを以て、本報告の筆の納めとしたいと思ふ。（後藤）

註

（1）拙稿「前方後圓墳雜考」（歷史公論四ノ七）及後藤・相川龍雄「多野郡平井村白石稻荷山古墳」（群馬縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第三輯）

（2）遠江國風土記傳　卷一「所以號遠江者、上古國之墺區有淡海、去皇都遙遠、故號遠津阿不美、淡海則磐田海也」

（3）靜岡縣史第一卷の調査報告によるも、濱名湖附近又は三方原地方の古墳は、この磐田原のに劣つてゐる。

圖版第一

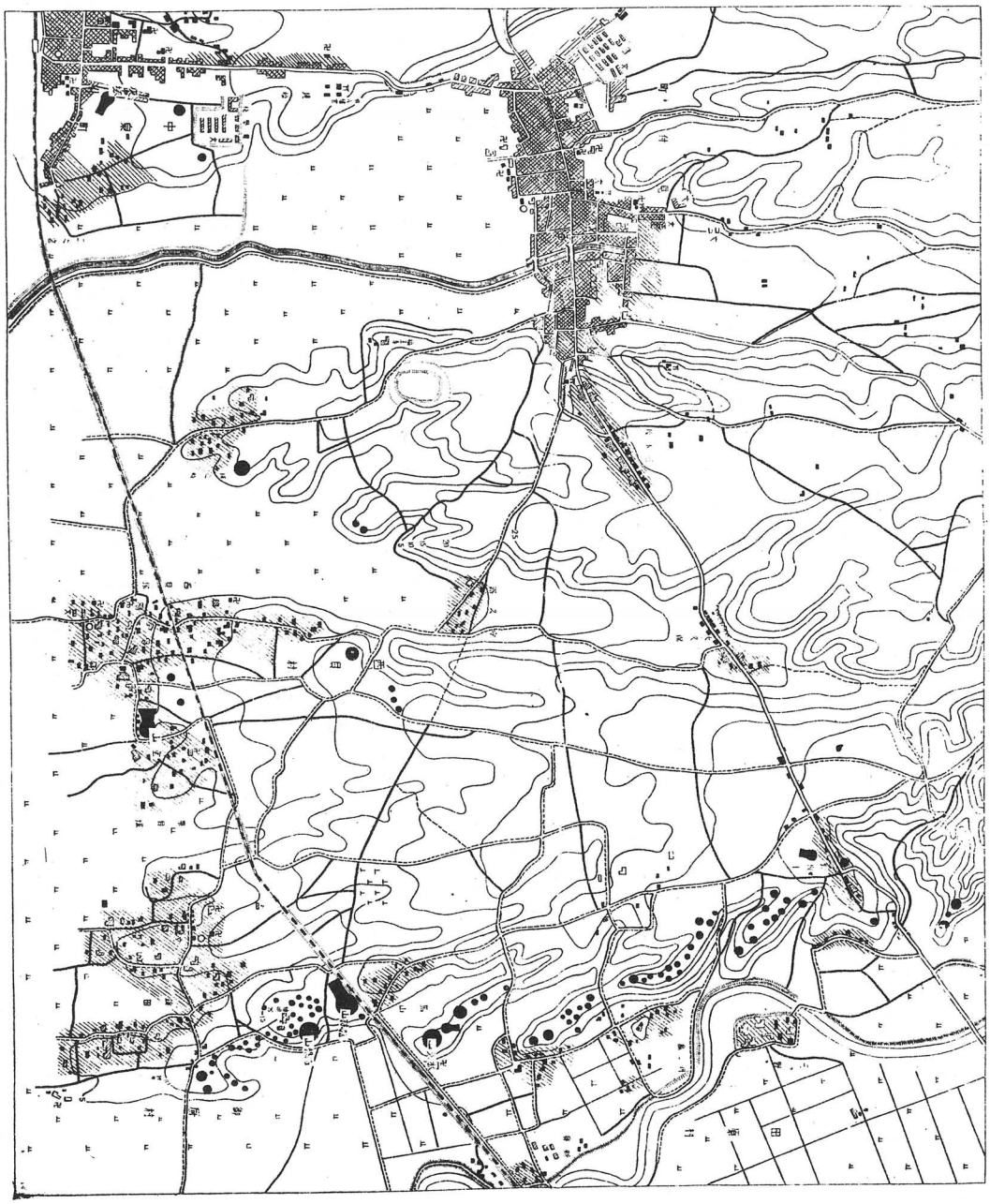

古原田磐群墳圖

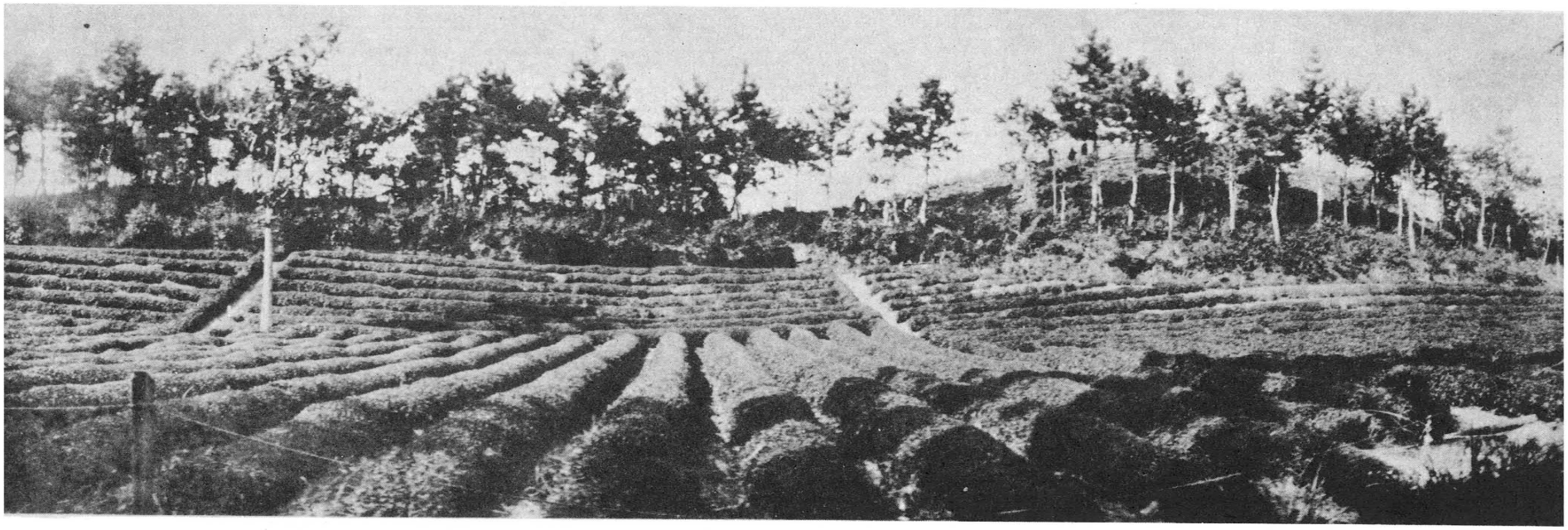

（む望りよ方南）景全の墳古山林松

圖版第二

圖版第三

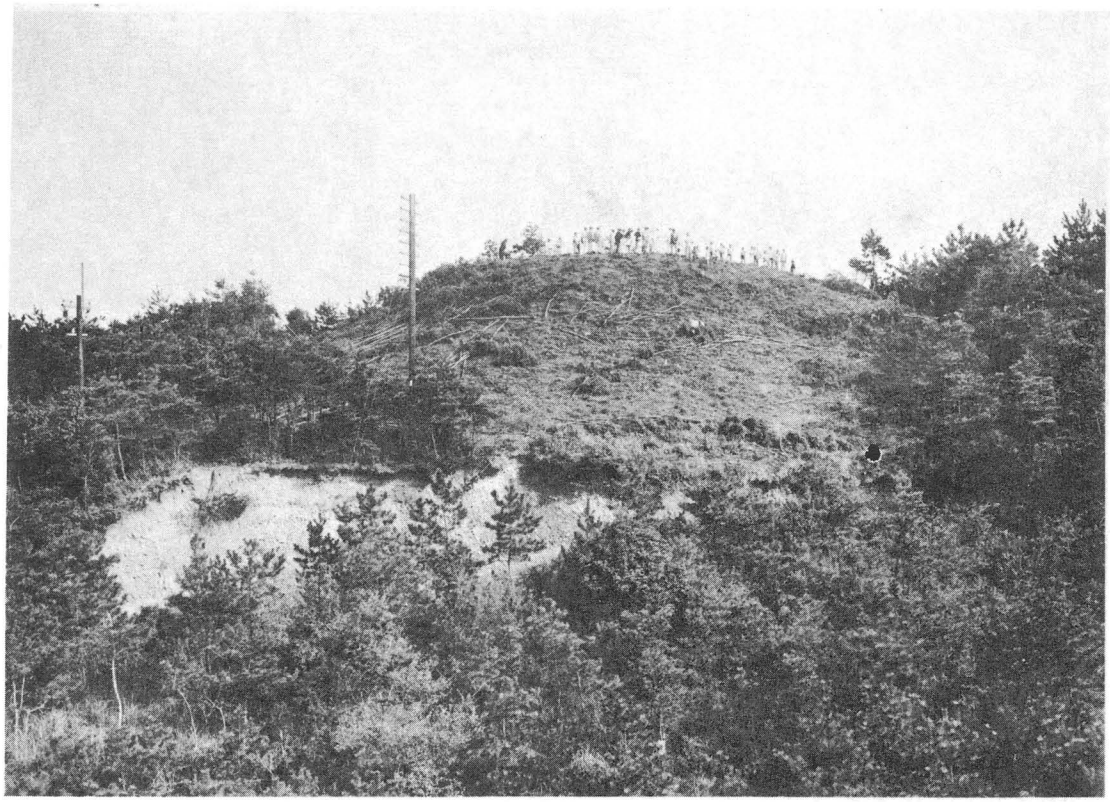

（む望りよ方北）部圓後（一）

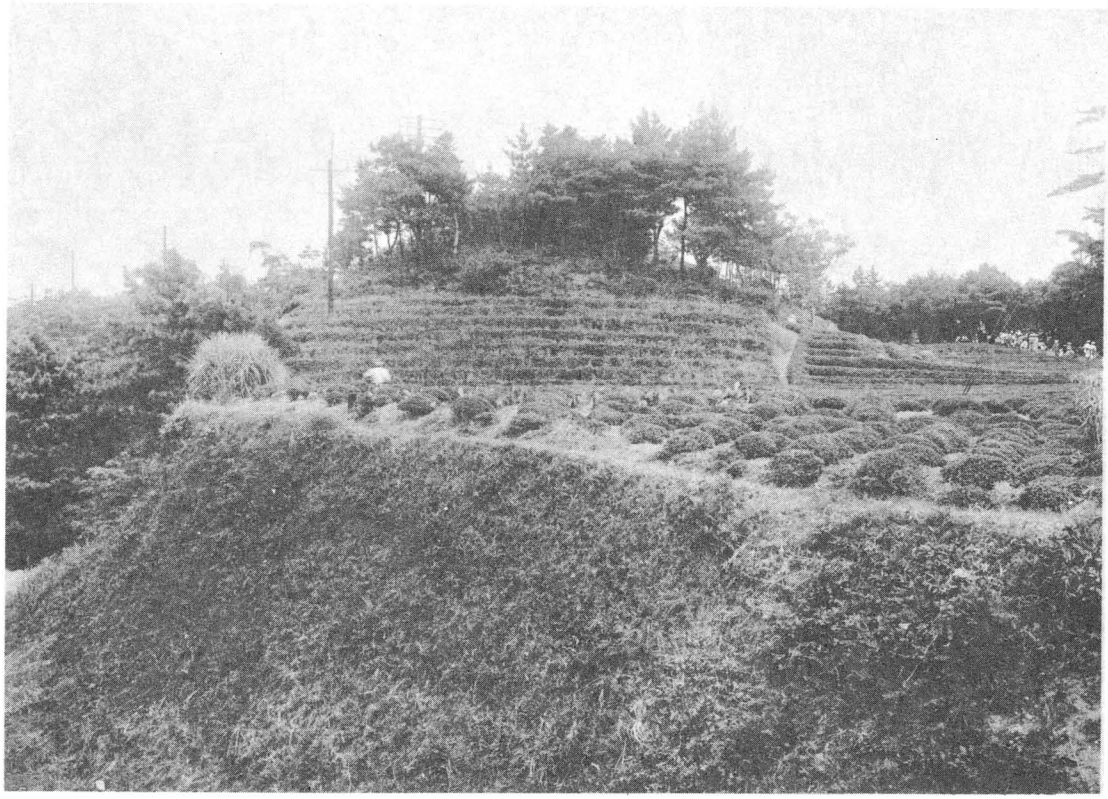

む望を部方前（二）

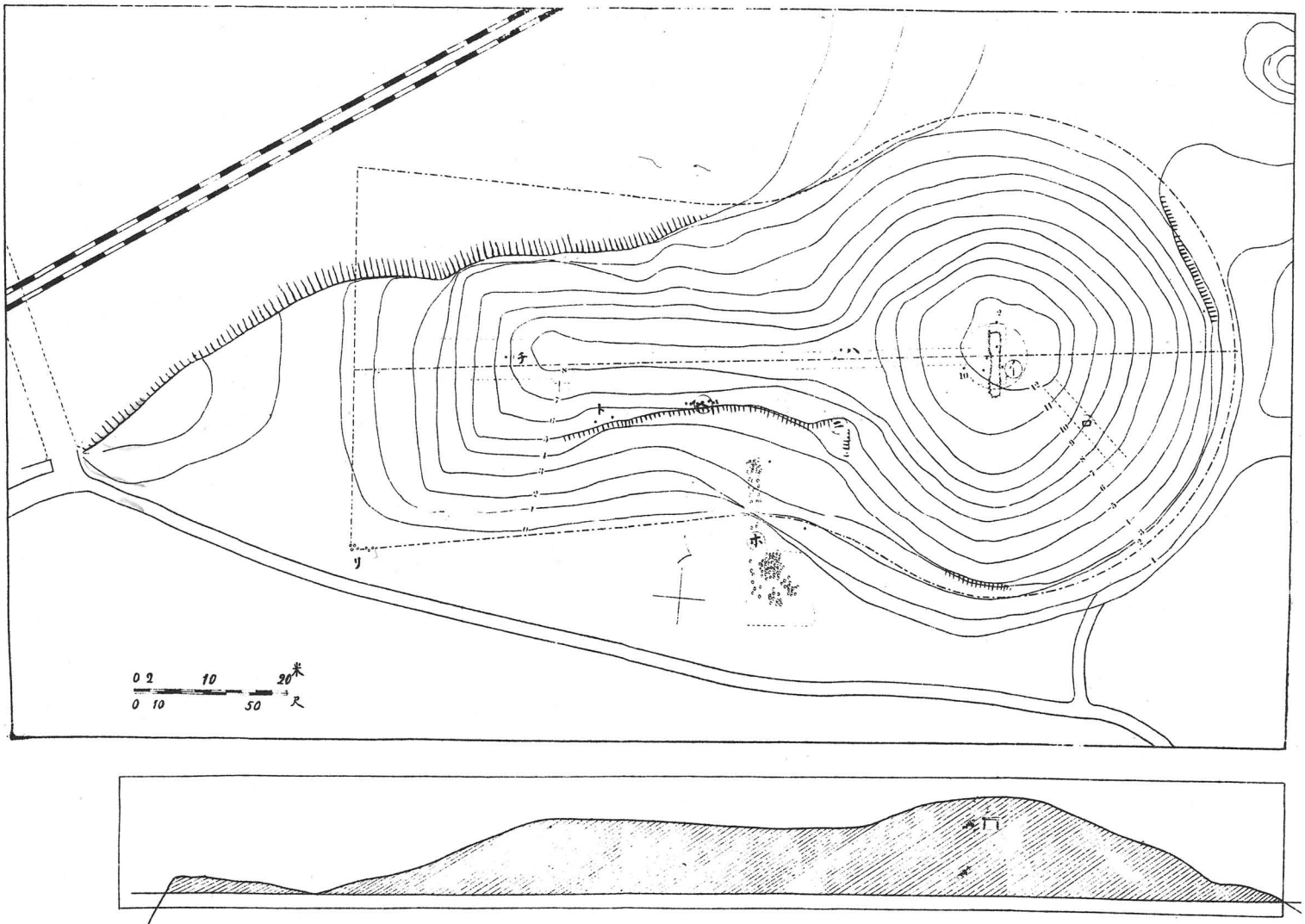


圖測實墳古山林松

圖版第四

圖版第五

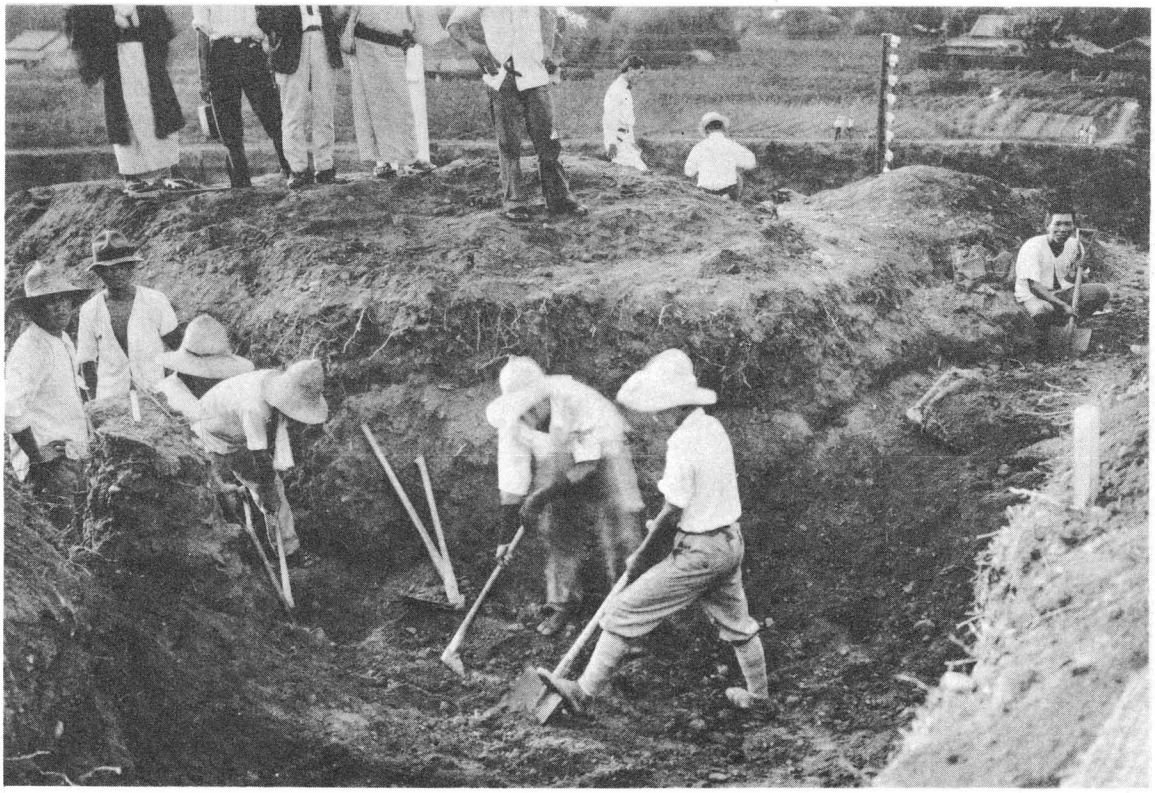

始開掘發上頂部圓後（一）

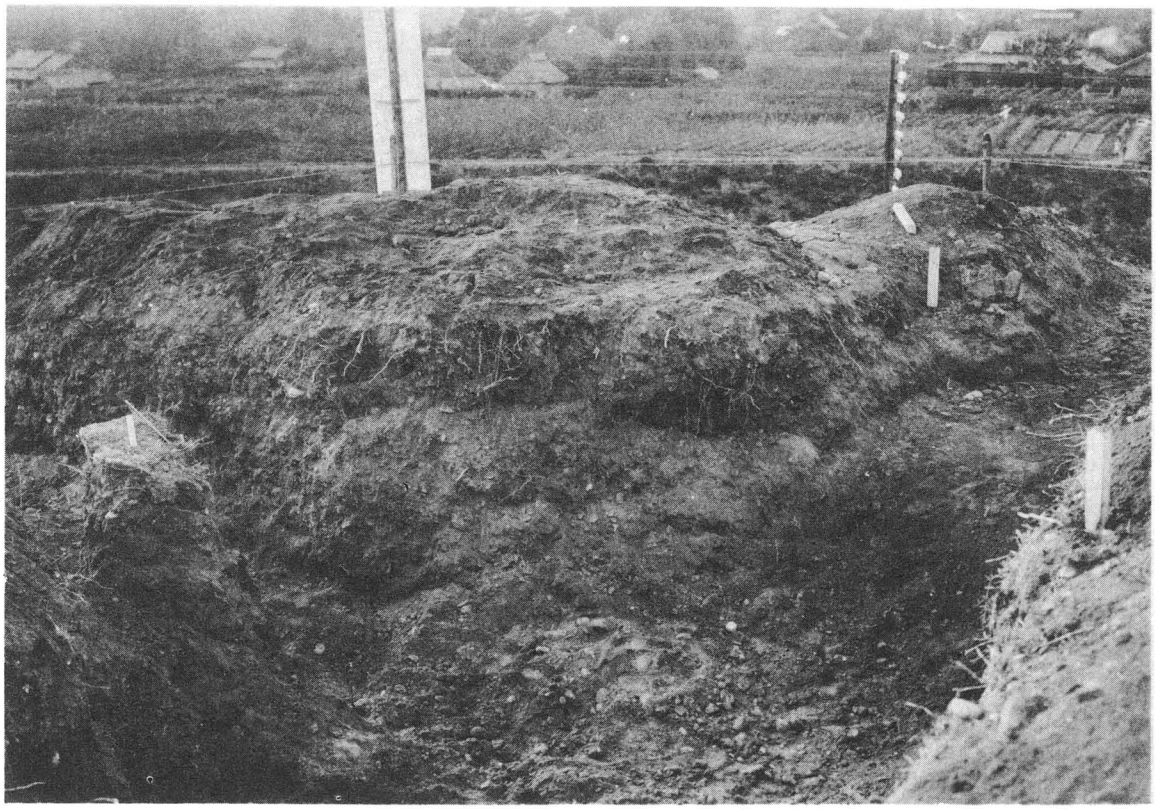

溝掘發るけ於に部圓後（二）

圖版第六

葺石か（南側縁れ部に於いて）

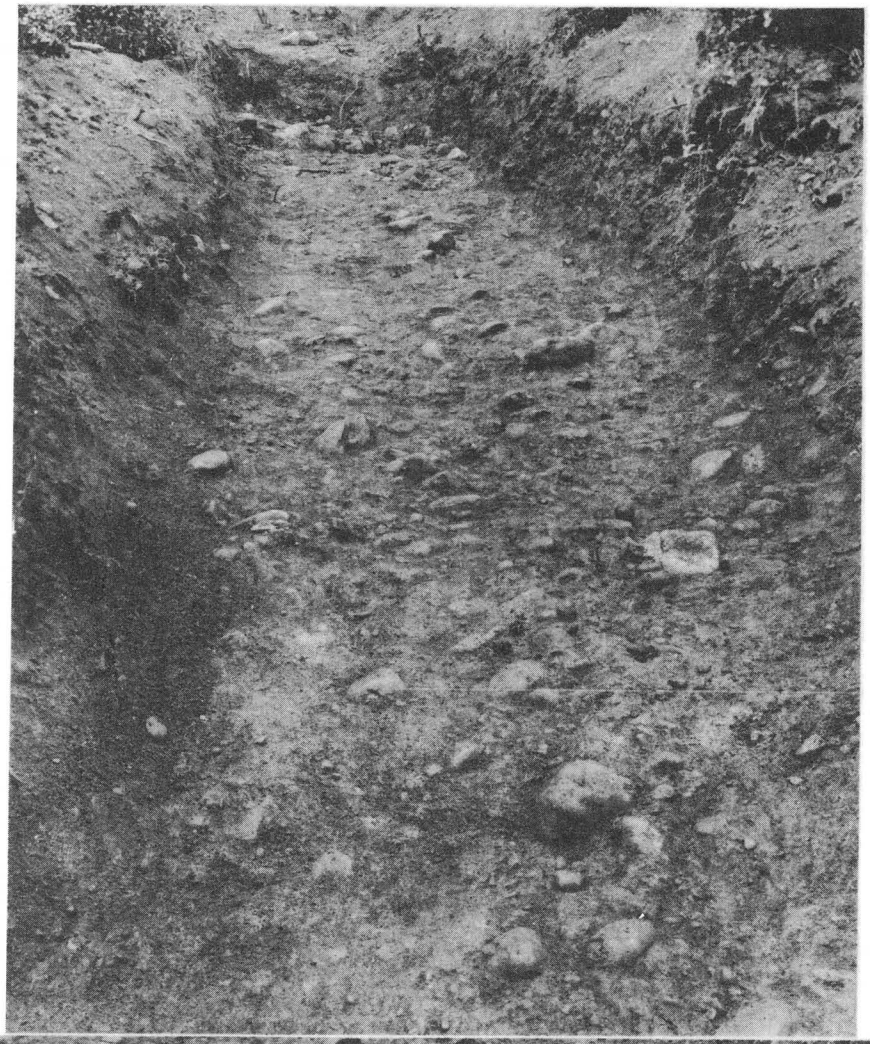

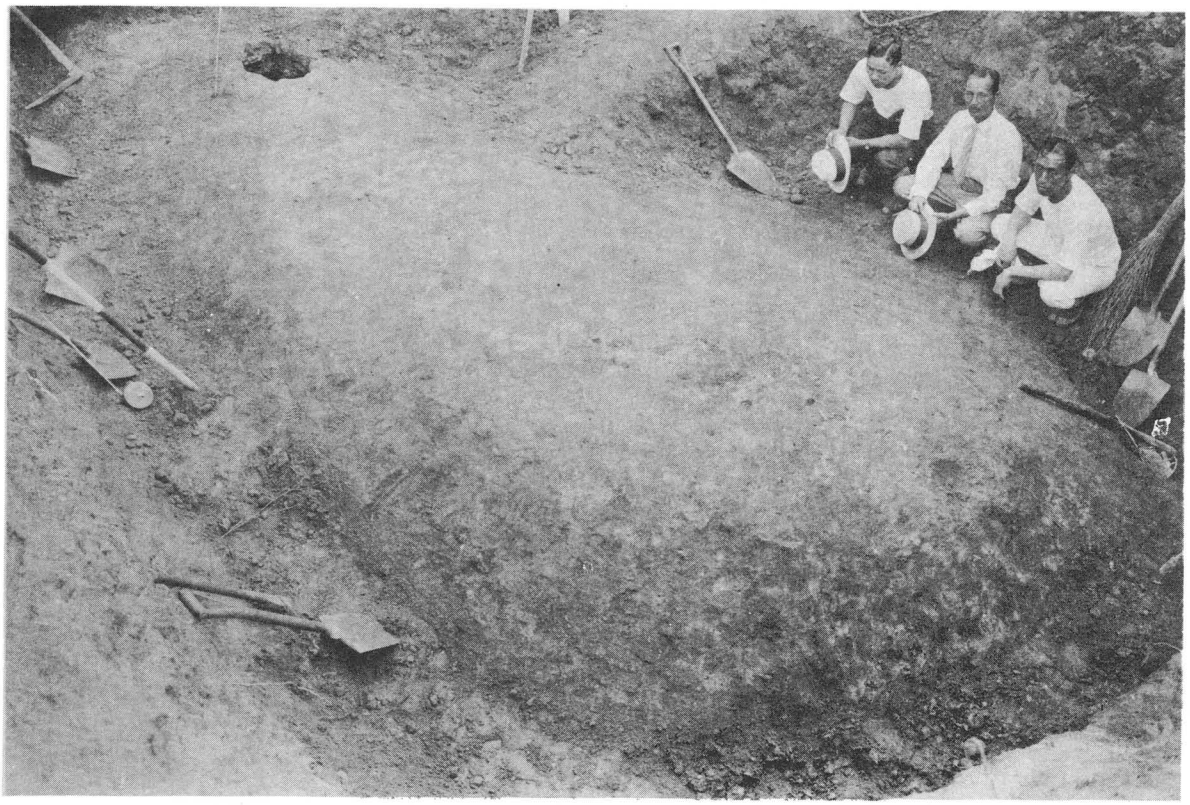

ひ覆土粘の上室石（一）

す示を置配石井天室奥室石式穴竪（二）

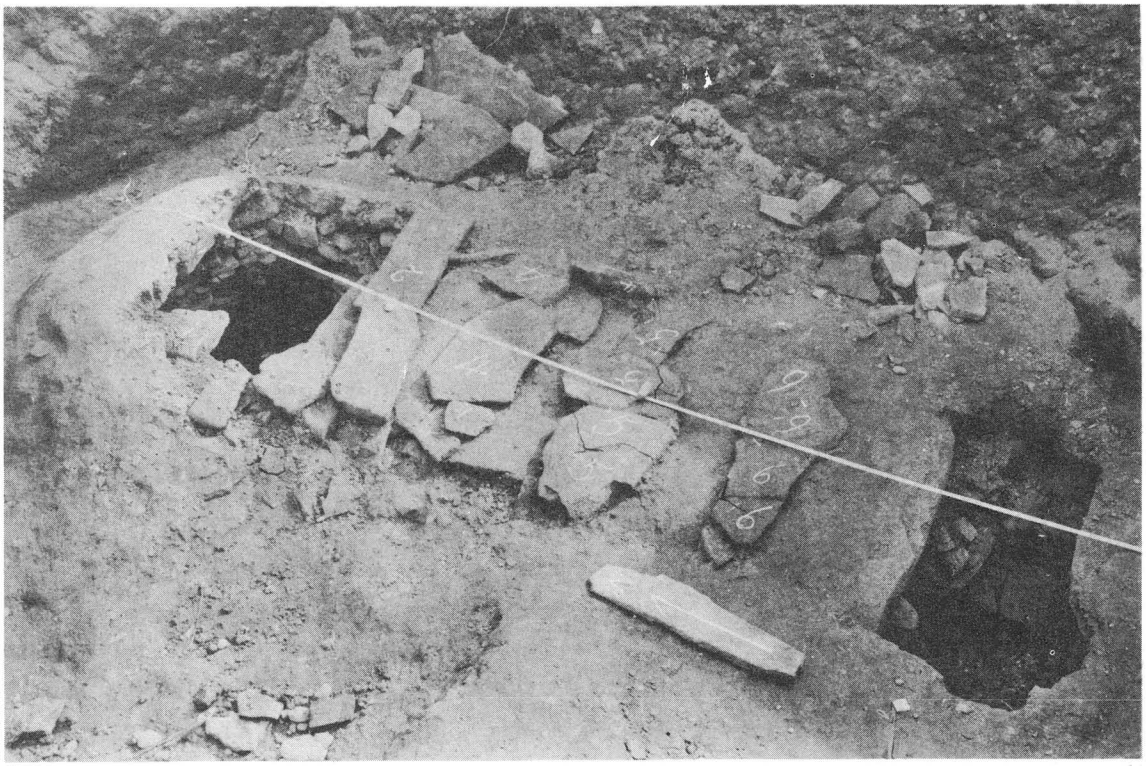

す示を置配石井天室奥室石式穴竪（一）

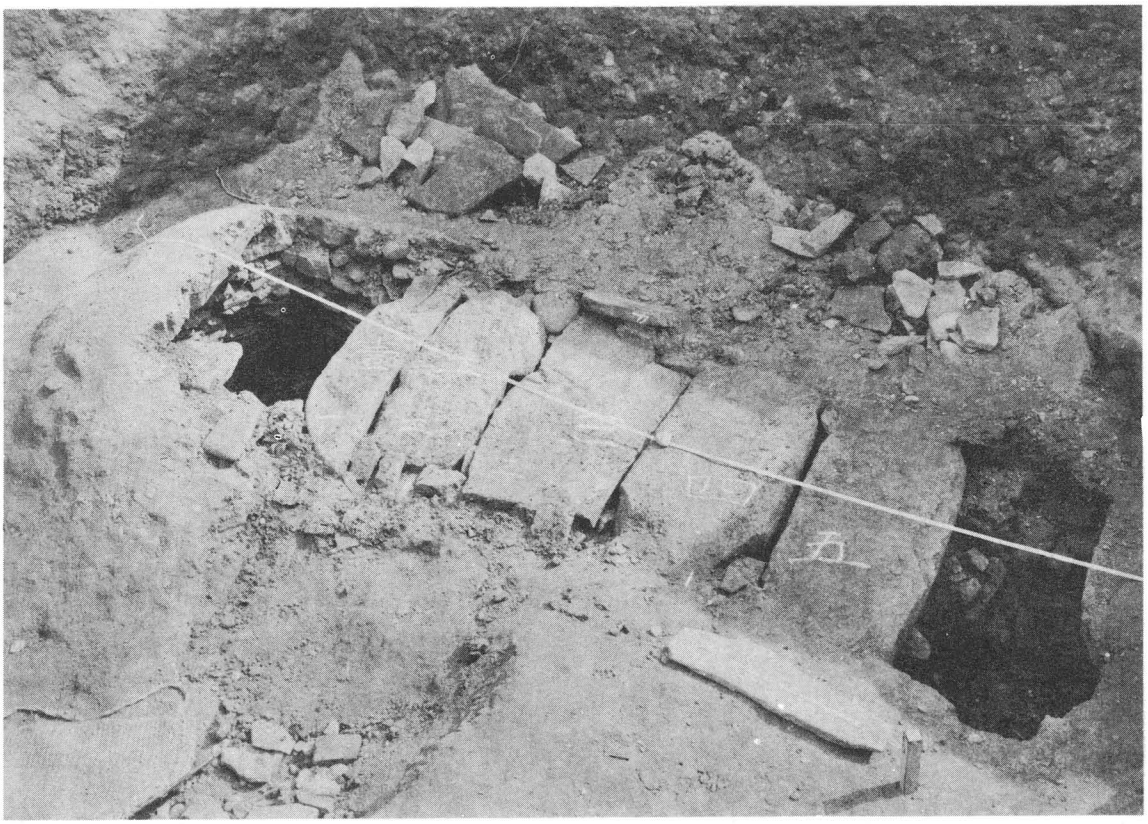

す示を置配石井天室奥式穴竪（二）

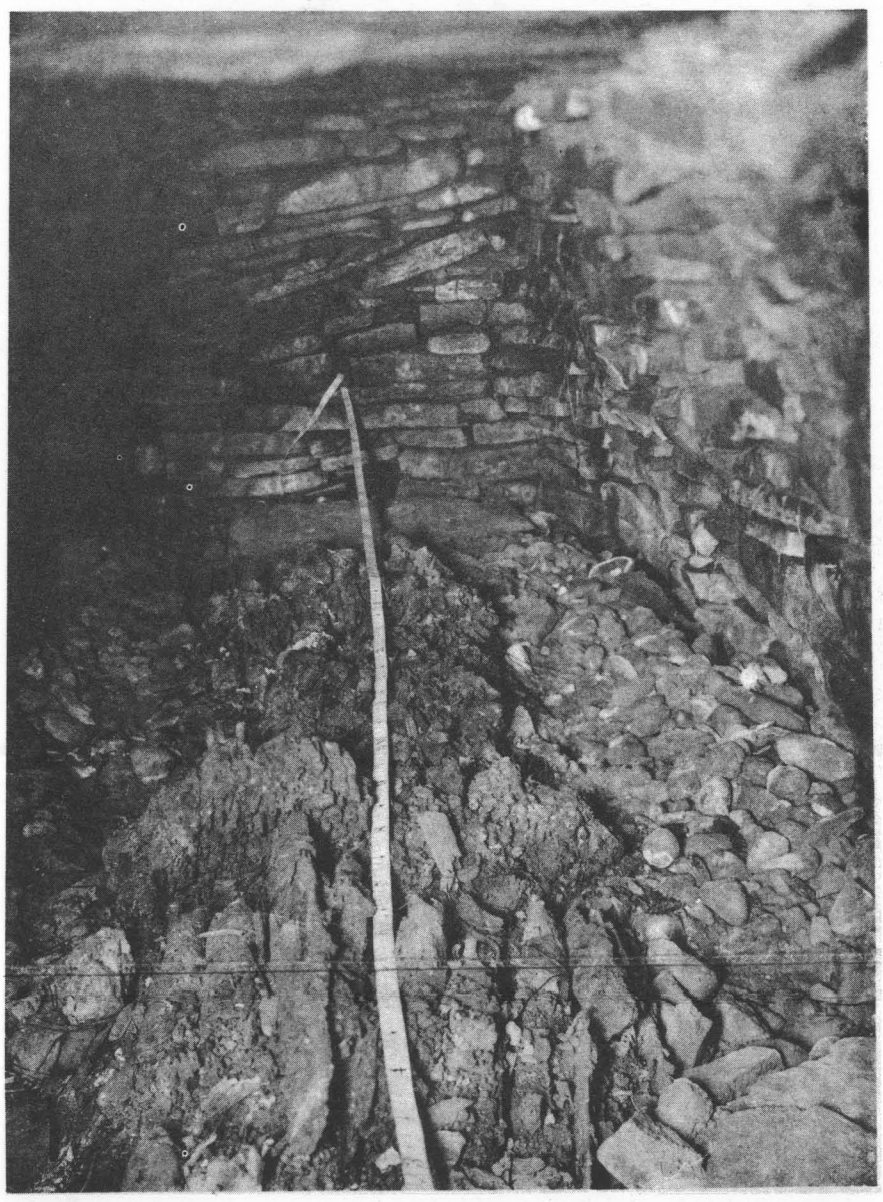

前室

奥室中央

奥室の奥

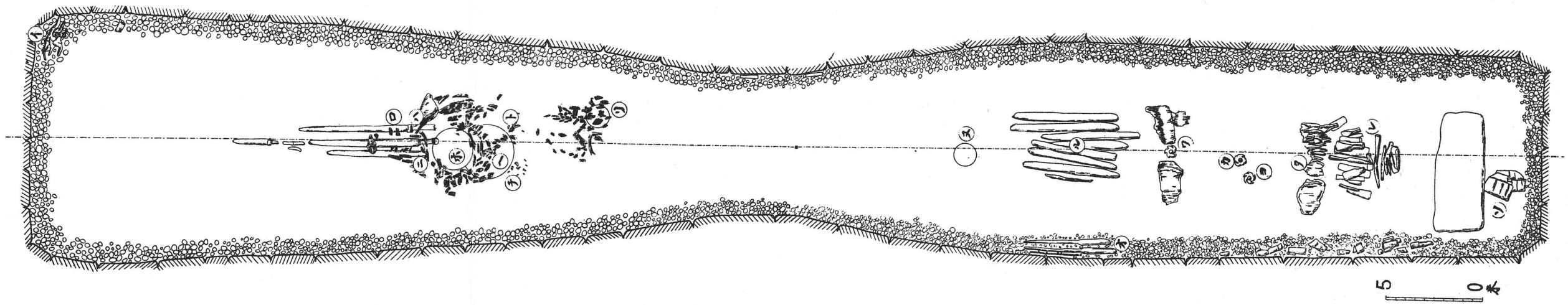


竪穴式石室内遺物配置圖

圖版第一〇

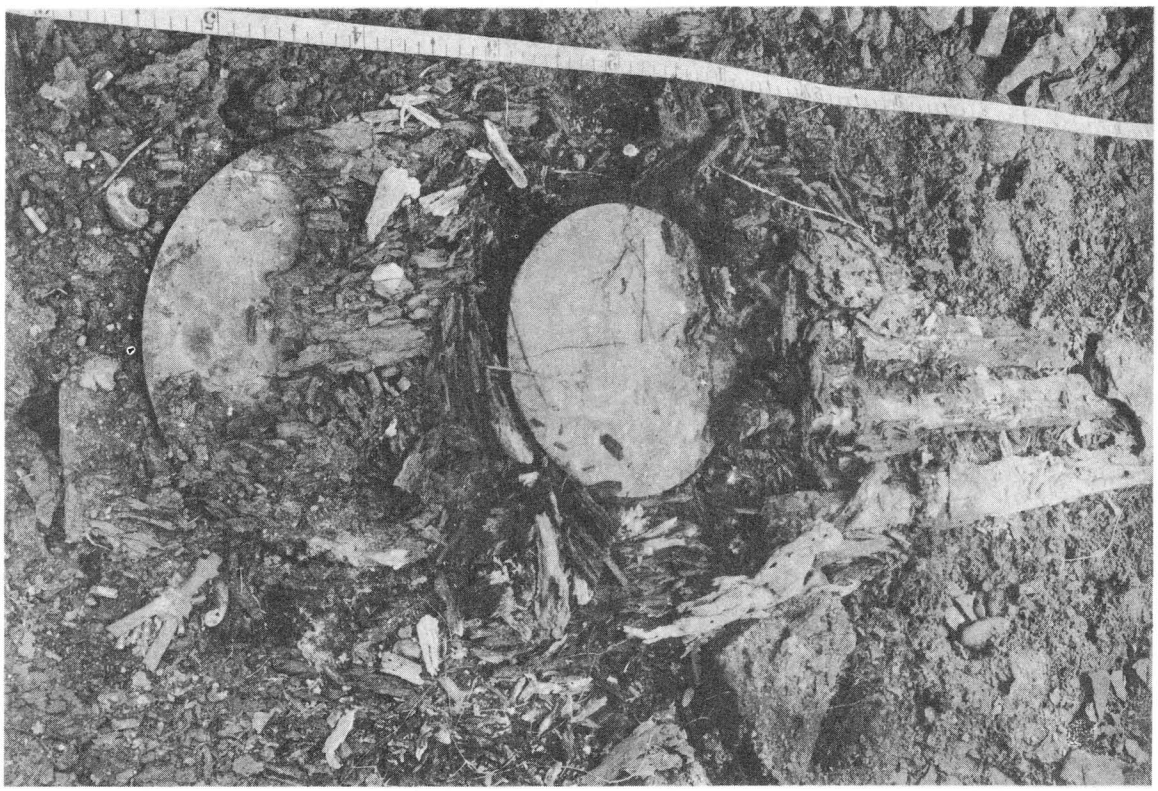

態状土出物遺るけ於に室奥（一）

態状土出物遺るけ於に室奥（二）

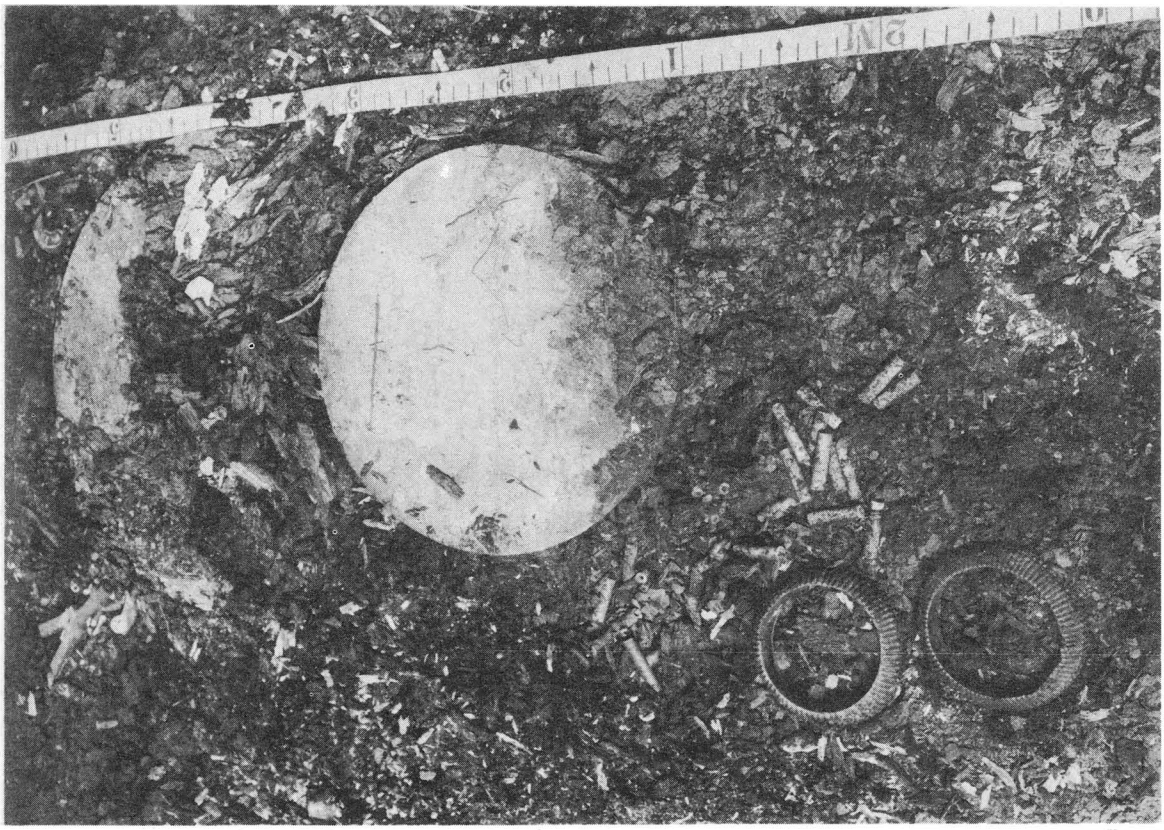

態状土出物遺るけ於に室奥（一）

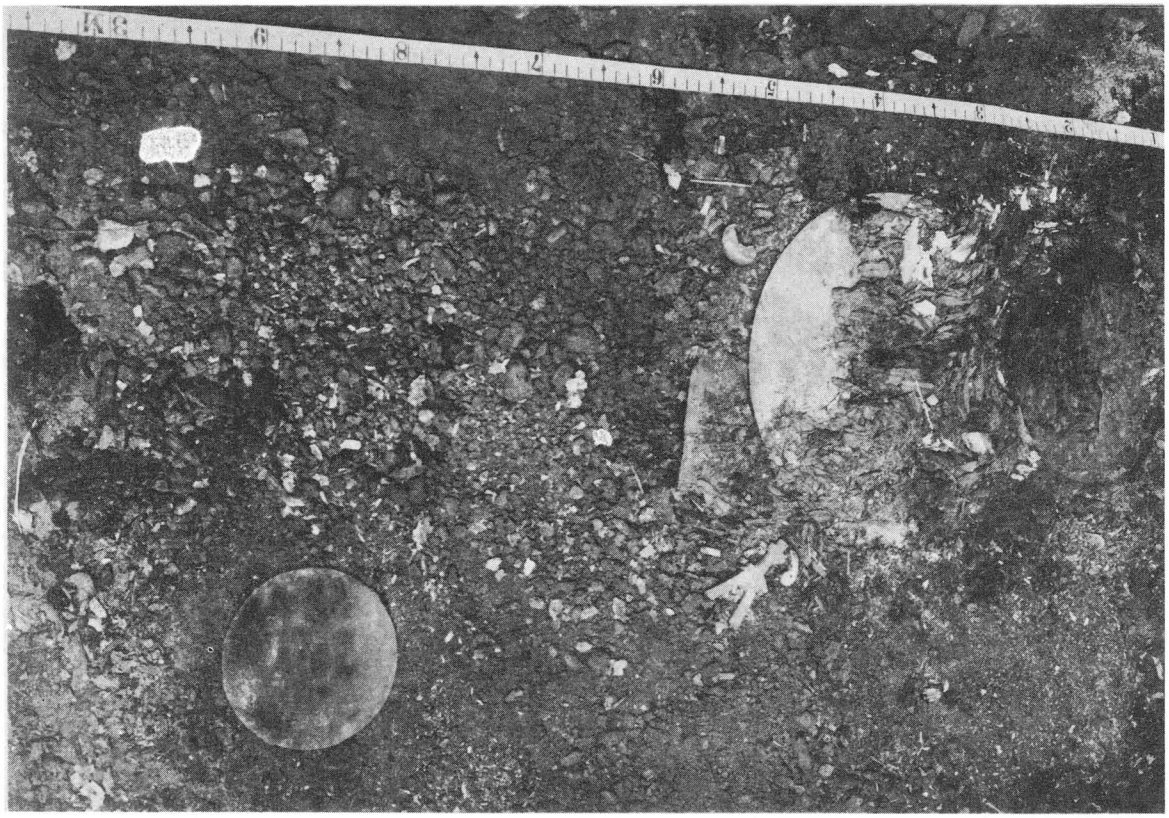

態状土出物遺るけ於に室奥（二）

鏡獸二神二（一）

鏡文花行內（二）

鏡文花行内銘孫子宜長（一）

鏡　獸　四（二）

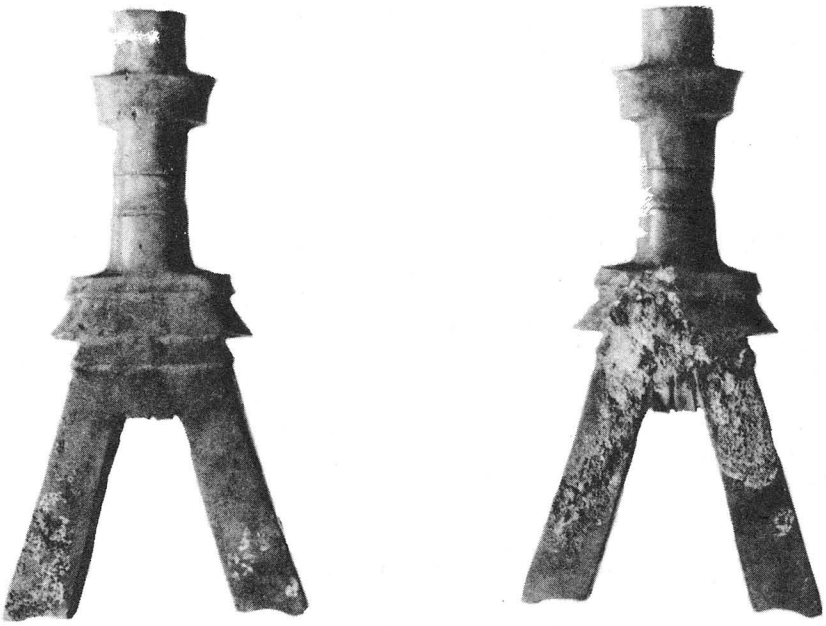

（面兩）品製石形柱琴（一）

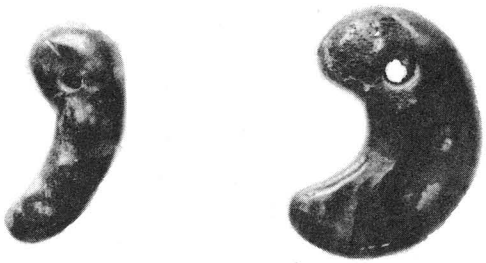

玉勾製玉硬（二）

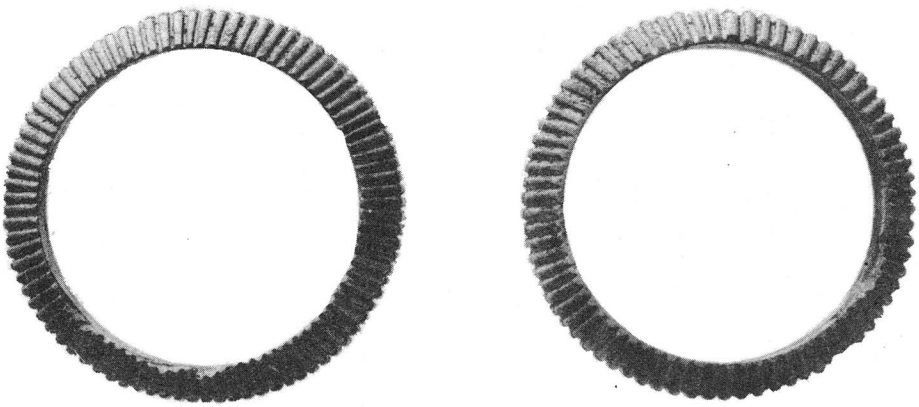

釧　石（三）

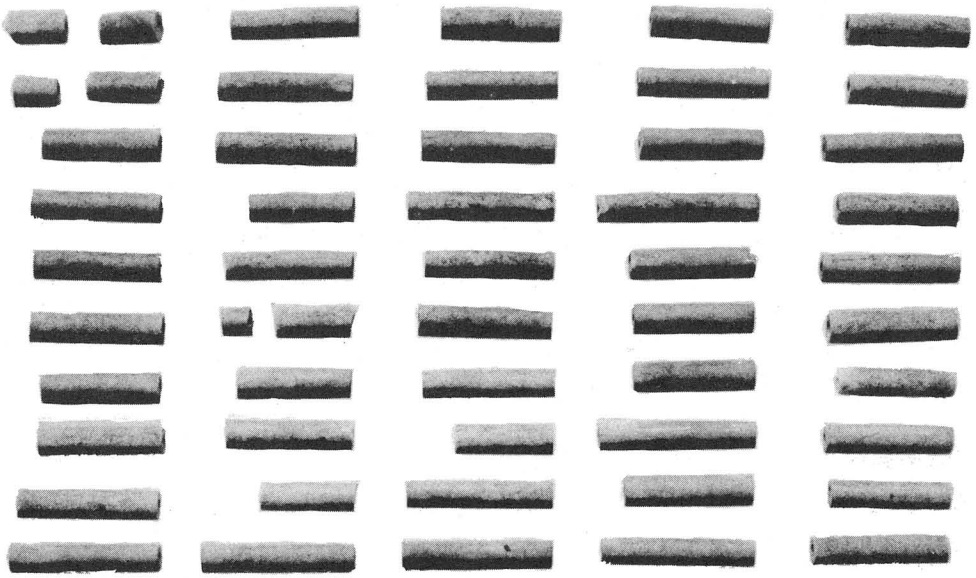

玉　管（一）

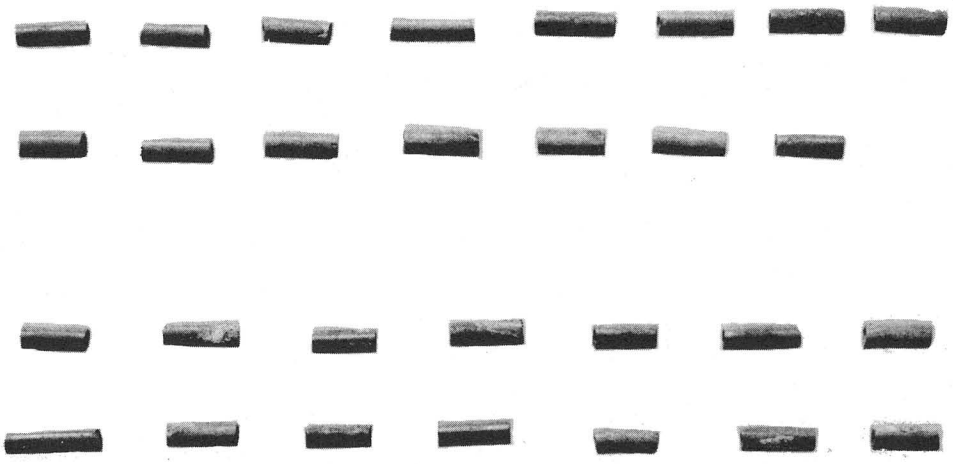

玉　管（二）

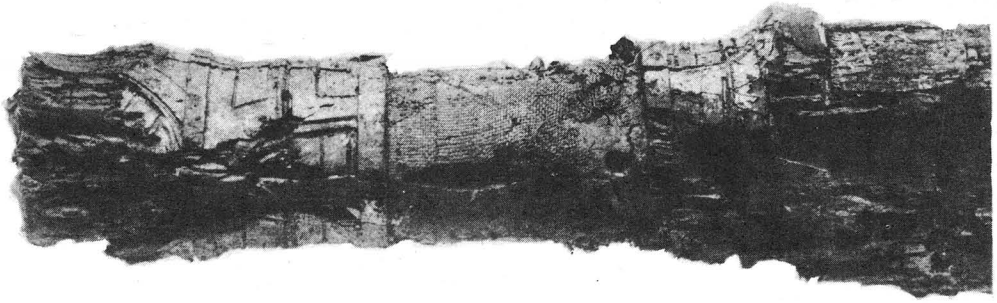

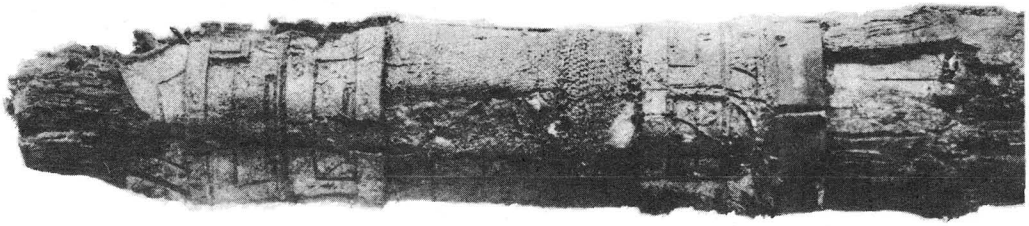

のもるあ飾装文弧直に木柄

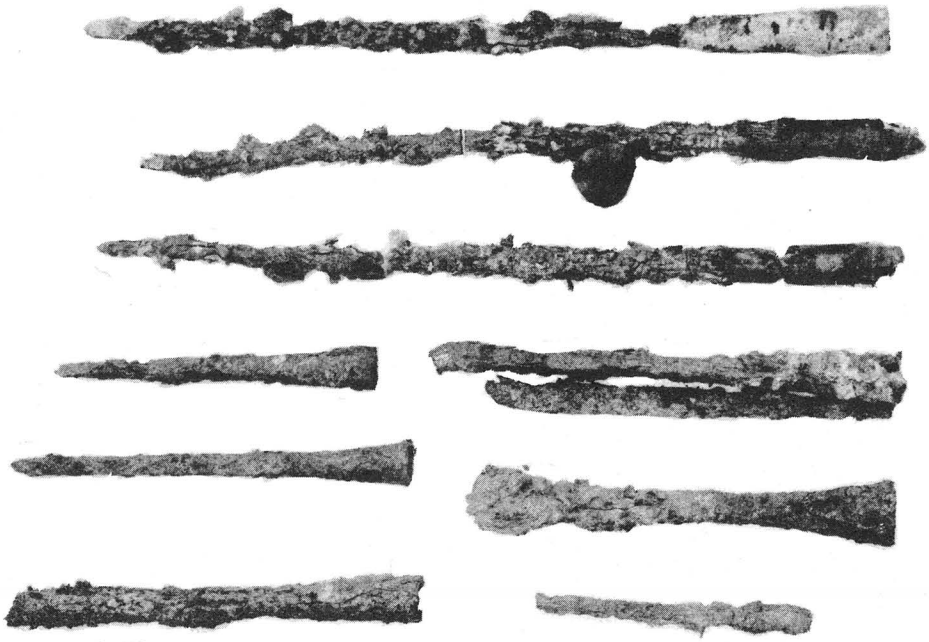

身　槍（一）

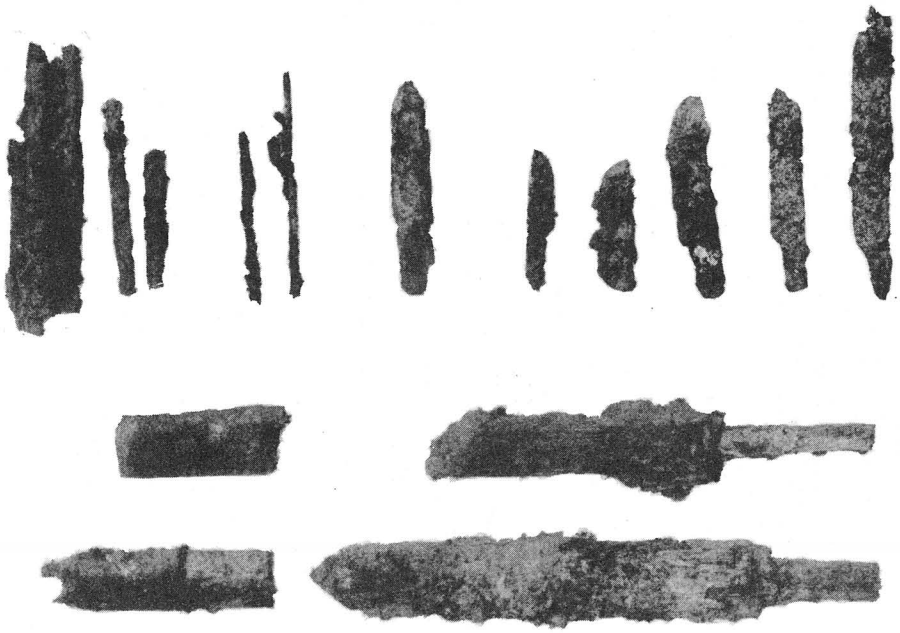

子　刀（二）

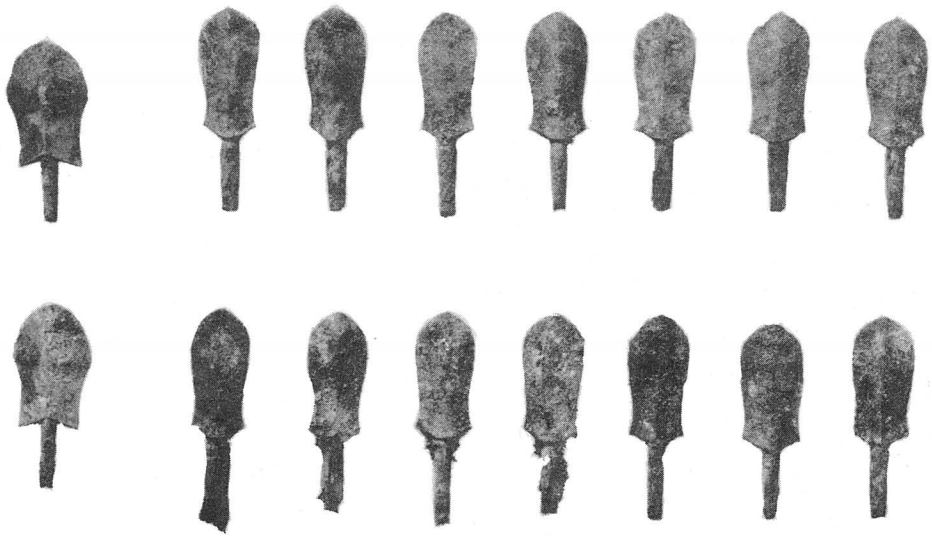

鏃　銅（一）

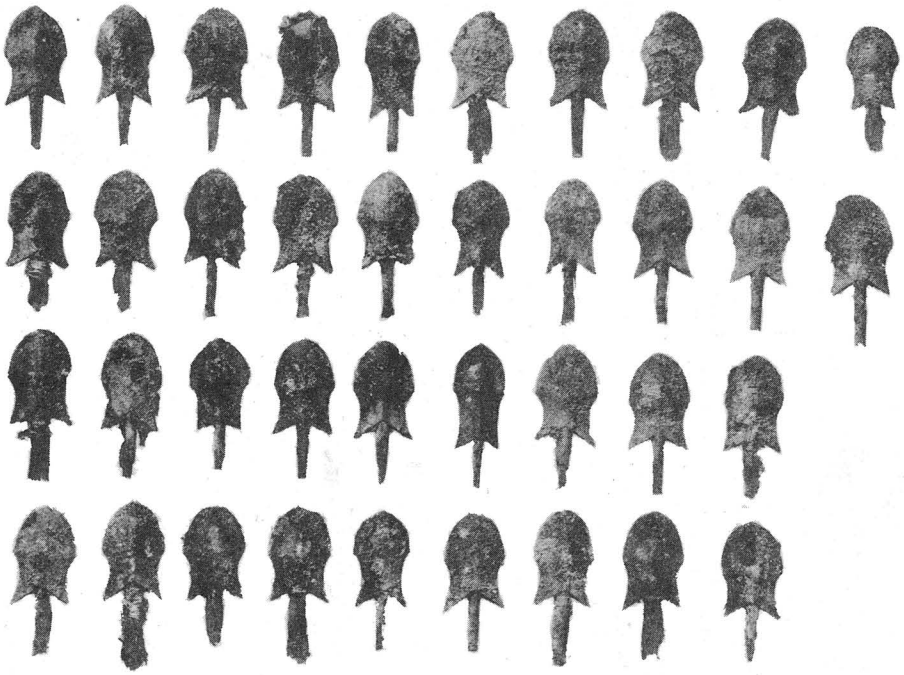

鏃　銅（二）

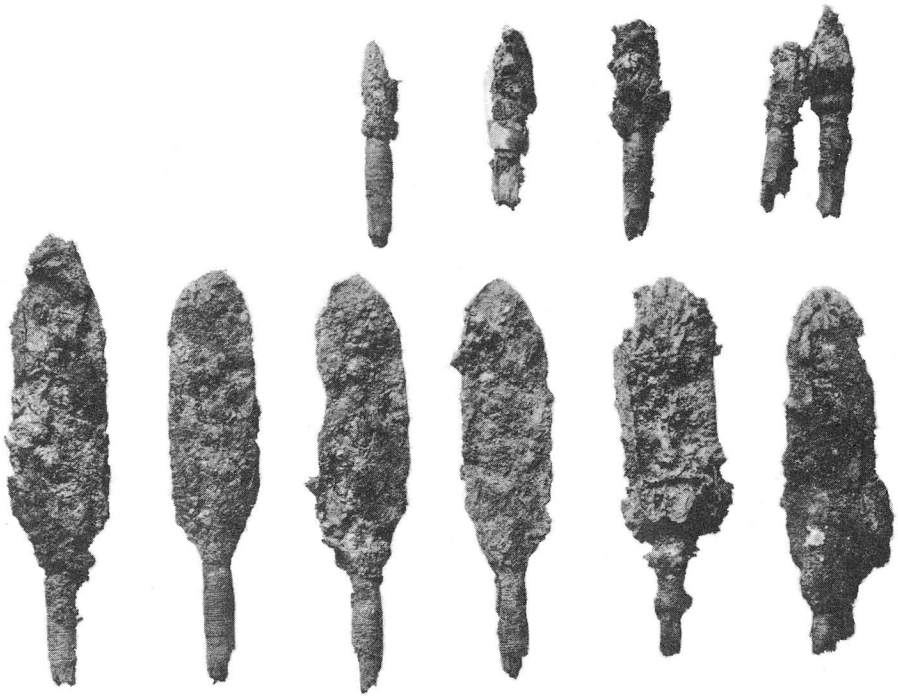

鏃　鐵（一）

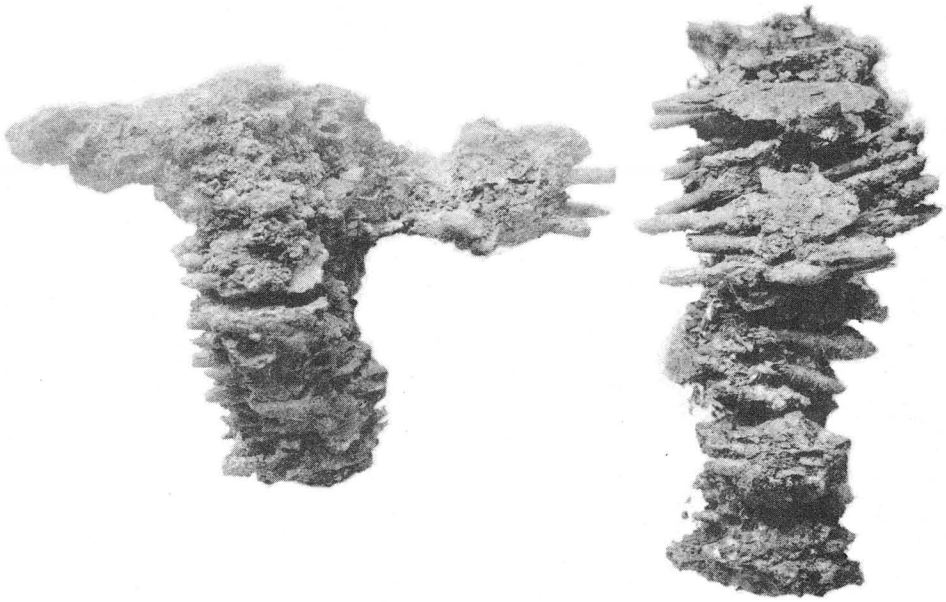

塊　鏃（二）

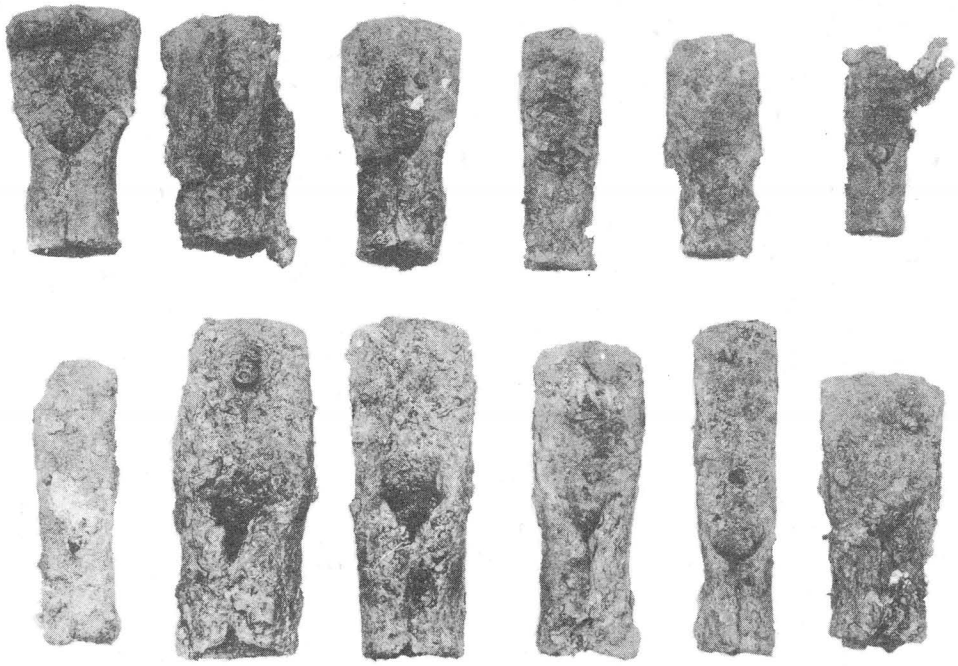

頭　斧（一）

身鎌及頭斧（二）

圖版第二三

（一）巴形銅器（其一）

（二其）器銅形巴（二）

（三）巴形銅器（其三）

（一其）釧　貝（一）

（二其）釧　貝（二）

昭和十四年五月廿五日印刷
昭和十四年六月一日發行

（非賣品）

著作者　代表　後藤守一
編輯者　靜岡縣學務部教育課縣史編纂係　加藤菅根
發行者　靜岡縣磐田郡御厨村鄉土教育研究會
代表　白井兼吉
井浪茂三郎

印刷者　靜岡市土太夫町一〇番地　庵原忠一郎
印刷所　靜岡市土太夫町一〇番地　田中屋印刷所

不許複製

本書は、昭和１４年磐田郡御厨村郷土教育研究会より刊行された報告書である。

現在なお、各方面の研究者から、貴重な研究資料として、その入手が強く要望されている。

しかし何分とも、長い年月をへているため、思うに任せない事情にあった。

ここに、著者及び関係諸機関の了承を得て、静岡県文化財保存協会が複刻にあたり、要望に答えようとするものである。

昭和５０年７月３１日

静岡県文化財保存協会